LEGOLAND JAPANに係る
環境影響評価方法書

（レクリエーション施設の建設）

平成２４年７月

ＧＣＤＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社

目　　次

第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地 ····· 1

第２章　対象事業の名称、目的及び内容 ····· 2

2-1　対象事業の名称及び種類 ····· 2

2-2　対象事業の目的 ····· 2

2-3　対象事業の内容 ····· 2

第３章　事前配慮の内容 ····· 8

3-1　事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮 ····· 8

3-2　建設作業時を想定した配慮 ····· 9

3-3　施設の存在・供用時を想定した配慮 ····· 11

第４章　事業予定地及びその周辺地域の概況 ····· 12

4-1　社会的状況 ····· 16

4-2　自然的状況 ····· 45

第５章　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法 ····· 61

5-1　環境影響評価の項目 ····· 61

5-2　調査予定期間 ····· 65

5-3　調査及び予測の手法 ····· 65

第６章　評価の手法 ····· 79

6-1　環境の保全のための措置の検討 ····· 79

6-2　評価の手法 ····· 79

第７章　環境影響評価手法の概要 ····· 81

【資料編】

【用語解説】

＜略　　称＞

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条　例　名　等	略　　称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）	「愛知県生活環境保全条例」
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行細則」（平成15年愛知県規則第87号）	「愛知県生活環境保全条例施行細則」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成15年名古屋市条例第15号）	「名古屋市環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則」（平成15年名古屋市規則第117号）	「名古屋市環境保全条例施行細則」
名古屋臨海高速鉄道西名古屋港線	あおなみ線
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局

第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕ＧＣＤＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社
〔代 表 者〕代表取締役　ウィスワナザン　ムカヤ
〔所 在 地〕東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
　　東京共同会計事務所内

第２章　対象事業の名称、目的及び内容

2-1　対象事業の名称及び種類

〔名　称〕LEGOLAND JAPAN

〔種　類〕レクリエーション施設の建設

2-2　対象事業の目的

名古屋市では、2008 年度から、同市港区の「金城ふ頭」の一部を「モノづくり文化交流拠点」と位置づけ、世界の技術・情報や人々が交流する賑やかな拠点の創出を目指している。この計画の一環として、2011 年 3 月にはリニア・鉄道館が開業した。

本事業は、当該地区における賑わい創出の新たな施設として、「レゴランド」を建設するものである。「レゴランド」は、世界的に展開する子供向けテーマパークであり、当該地区において、ものづくりの都市に新たな創造性を加える各種魅力ある施設を整備し、「金城ふ頭」活性化への貢献を図るとともに、ものづくりに関する文化交流拠点となることを目的とする。

2-3　対象事業の内容

(1)　事業予定地の位置及び区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7 番地の一部（図 2-3-1 参照）

本事業は、予定地を 1 期区域、2 期区域の 2 つの区域に区分し、以下に示すような事業を段階的に実施する計画である。

- 1 期区域は、現在、主に駐車場として利用されている約 9ha の土地に、遊園地であるレゴランドを建設する。
- 2 期区域は、現在、名古屋市国際展示場第 1 展示館が存在する約 4ha の土地において、現況施設を解体し、1 期区域と同様の遊園地と、ホテルを建設する。
- 1 期区域が供用を開始し、約 3 年の間隔を開けて、2 期区域の工事に着手する。

(2)　都市計画法第 4 条第 11 項に規定する第 2 種特定工作物の種類

遊園地

(3)　事業規模

〔土地の面積〕　約 13ha

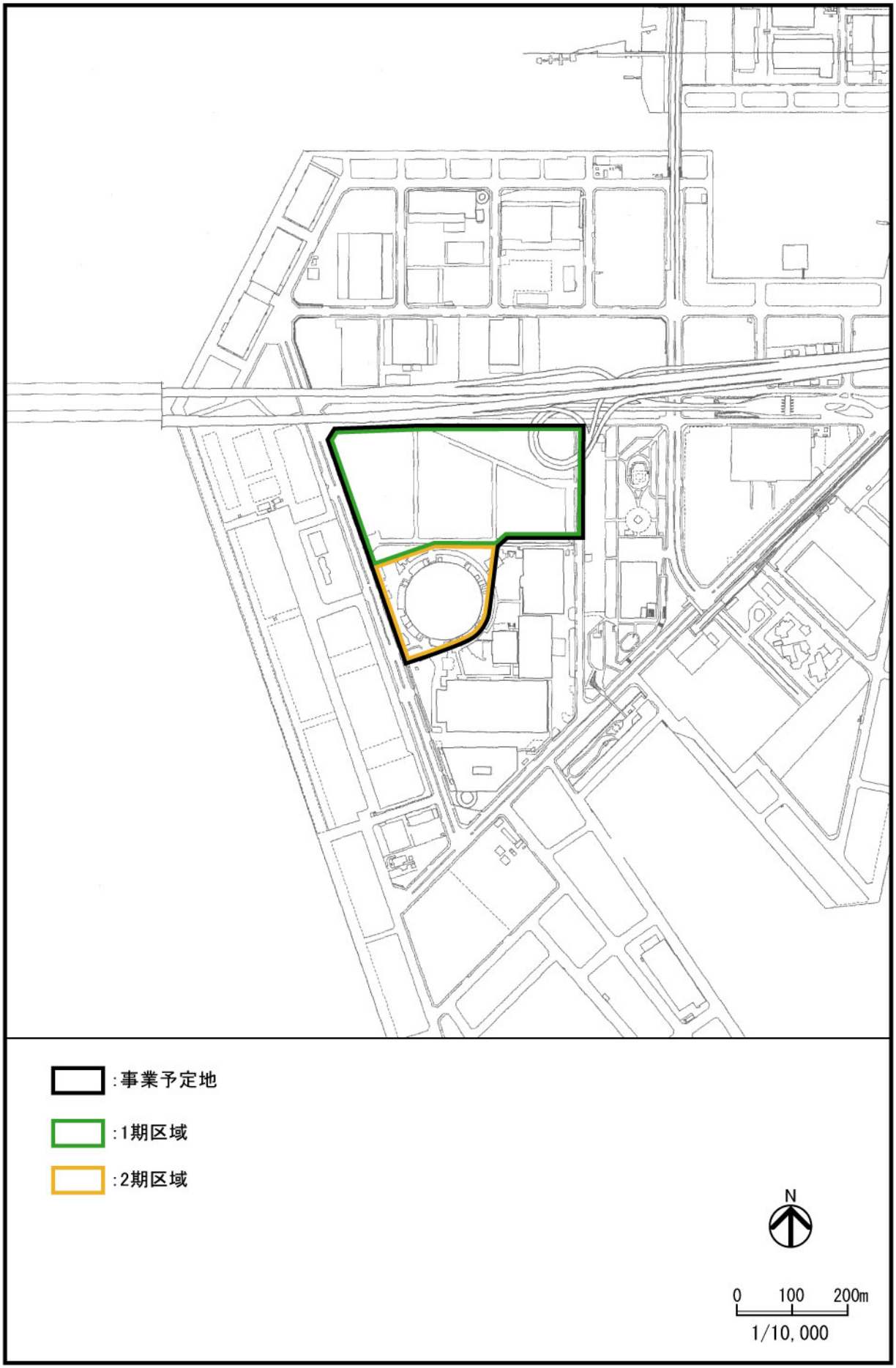

図 2-3-1　事業予定地の位置及び区域

(4) 事業計画の概要

① 基本方針

本事業を進めるにあたっては、以下の事項を基本方針としている。

・金城ふ頭の整備方針にふさわしい施設の整備

・「モノづくり文化交流拠点」にふさわしい、ものづくりへの発想力を醸成する施設の整備

・市民のニーズに対応する、魅力ある施設の整備

・土地、空間の高度有効利用

・緑化の整備、自然エネルギーの活用、省エネルギーに配慮した建物、設備計画等により、地域環境や地球環境に配慮した計画の策定

② 建築計画

事業計画の概要は表 2-3-1 に、施設のイメージ図は図 2-3-2 に、計画配置図は図 2-3-3 に示すとおりである。また、類似施設として、LEGOLAND 海外事例の写真を資料－１（資料編 p.資-1）に示す。

表 2-3-1　事業計画の概要

項　　目	内　　容	
地　域　・　地　区	工業地域、準防火地域、絶対高 31m高度地区、緑化地域、臨港地区	
施　設　概　要	アトラクション施設、飲食施設、物販施設、ホテル	
土　地　の　面　積	約 13ha	
駐　車　台　数	約 20 台（管理用） なお、本施設を利用する来客用車両は、近隣に整備される市設駐車場を利用する計画であり、ピーク時の駐車台数は約 3,000 台と想定している。	
日最大利用者数	平　日	約13,000人
	休　日	約23,000人
日平均利用者数	平　日	約 3,000人
	休　日	約 8,000人
緑　化　計　画	地上部分の空地に極力緑を施す計画とする。	
主要なアクセス手段	あおなみ線「金城ふ頭駅」より徒歩約 10 分 伊勢湾岸自動車道「名港中央インターチェンジ」及び一般道路	

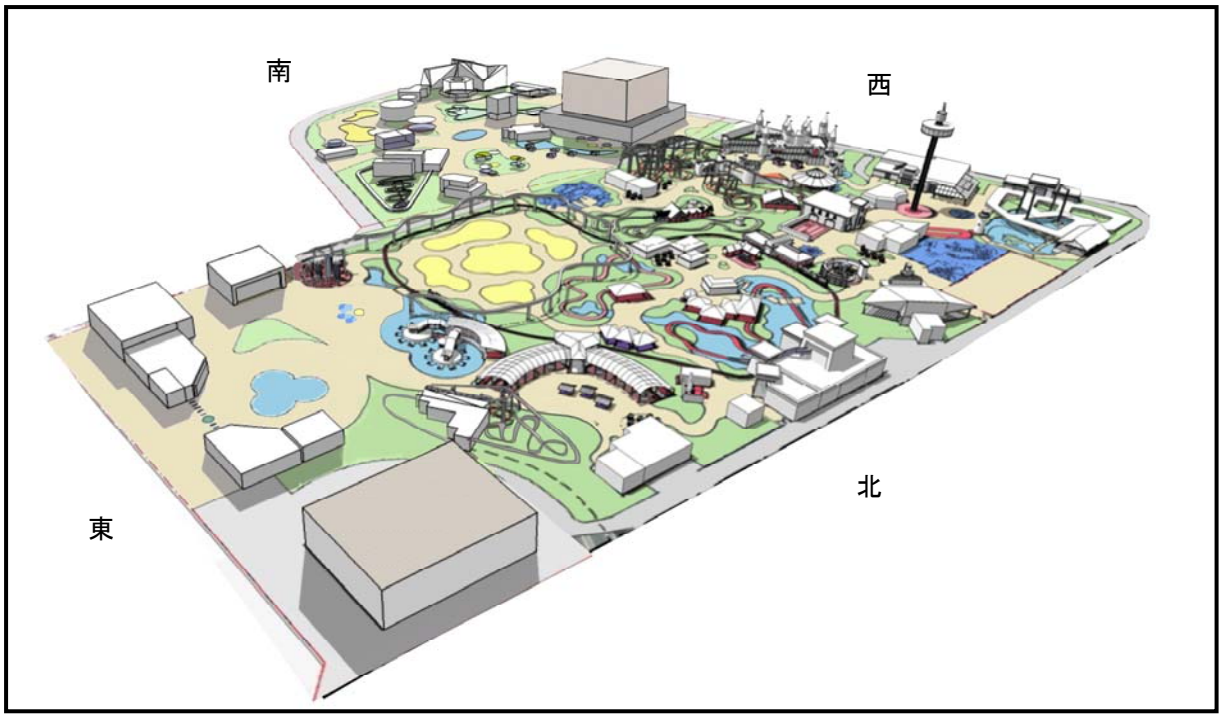

図 2-3-2　施設のイメージ図

〈施設の種類・規模〉

区分	施設名		床面積 1期区域		2期区域		内、ホテル部	
	アトラクション	Rides & Attractions	18,750	㎡	2,000	㎡	0	㎡
	遊具	Play Scape	0	㎡	760	㎡	0	㎡
	レゴ展示館	LEGO EXPRESSIONS	880	㎡	300	㎡	300	㎡
	シアター	SHOWS	4,600	㎡	1,200	㎡	1,200	㎡
	飲食	F&B	4,700	㎡	1,200	㎡	700	㎡
	商業	RETAIL	3,200	㎡	2,040	㎡	1,500	㎡
	ゲーム	GAMES	430	㎡	100	㎡	100	㎡
	便所	RESTROOM	1,500	㎡	920	㎡	200	㎡
	管理・サービス部門	BACK OF HOUSE, GUEST SERVICE	11,140	㎡	2,410	㎡	1,750	㎡
	ホテル		0	㎡	13,250	㎡	13,250	㎡
	小計		45,200	㎡	24,180	㎡	19,000	㎡
	合計				69,380	㎡		

但し、工作物は除く。

注）建物高さは30m以下である。但し、アトラクション施設のタワー高さは約50mである。

図 2-3-3　計画配置図等

③　排水計画

工事中に発生する濁水は、事業予定地内に沈砂槽及び必要に応じた水処理装置を設置し、適切に処理をした後、既設の雨水排水管へ放流する計画である。

事業活動に伴い発生する汚水は、事業予定地内に浄化槽を設置し、適切に汚水処理をした後、既設の雨水排水管へ放流する計画である。なお、将来的に名古屋市が公共下水道を整備した場合には、汚水を公共下水道に放流する計画である。

④　供用開始予定時期

1 期区域：2016 年（平成 28 年）

2 期区域：2021 年（平成 33 年）

⑤　工事予定期間

1 期区域：2013 年（平成 25 年）～2016 年（平成 28 年）

2 期区域：2019 年（平成 31 年）～2021 年（平成 33 年）

工事工程の概要は、表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2　工事工程の概要

＜1 期区域＞

年 工　種	2013 平成25	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28
解　体　工　事				
建　設　工　事				

＜2 期区域＞

年 工　種	2019 平成31	2020 平成32	2021 平成33
解　体　工　事			
建　設　工　事			

第３章　事前配慮の内容

事業計画を策定するにあたって、環境保全の見地から事前に配慮した内容は、次に示すとおりである。

3-1　事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮

事前配慮事項			内容
自然環境の保全	地盤・地形・土壌・地下水	地形等の改変による影響の防止	・大規模な土地改変による影響を回避するため、事業予定地の大半を、従前、平面駐車場であった場所とする。 ・地下水及び地盤への影響を低減するため、主な新施設は地上建物とする。
	植物・動物・生態系	動植物の生息・生育環境の保全	・動植物の生息・生育環境への影響を低減するため、事業予定地を人間活動の影響を強く受け、貴重な生物等の生息・生育が想定されないふ頭に選定する。
		貴重な生物等の保護	
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	・生活環境への大気質・騒音・振動等の影響を低減するため、事業予定地を、住居がないふ頭に選定する。
	安全性	災害の防止	・津波・高潮等による災害の影響を低減させるため、事業予定地を、埋立地の中でも比較的標高の高い場所とする。
快適環境の保全と創造	人と自然との触れ合い	人と自然との触れ合いの活動の場の保全	・人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避するため、事業予定地を、そのような場のないふ頭に選定する。
環境負荷の低減	自動車交通	適切なアクセスの確保	・事業予定地はあおなみ線「金城ふ頭駅」に近く、公共交通機関の利便性に優れているとともに、伊勢湾岸道路「名港中央インターチェンジ」の直近であることから、歩行者及び自動車による適切なアクセスが確保できる配置とする。

3-2　建設作業時を想定した配慮

事前配慮事項			内容
自然環境の保全	地形・地質・地盤・地下水	地形等の改変による影響の防止	・地形の改変量を最小限とするため、事業予定地の大半を、従前、平面駐車場であった場所とする。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	・敷地境界線上に仮囲いを設置する。 ・建設機械の使用に際しては、低騒音型や排出ガス対策型機械を積極的に採用する。 ・特定建設作業については、規制基準を遵守し、その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。
		工事関係車両の走行による公害の防止	・工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないよう走行ルートの分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルートの遵守、適正な走行、アイドリングストップの遵守を指導、徹底する。
	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	・工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないよう走行ルートの分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルートの遵守、適正な走行の遵守を指導、徹底する。 ・事業予定地の工事関係車両出入口に誘導員を配置し、歩行者等に対する安全確保に努める。 ・事業予定地周辺における各小・中学校の指定通学路に配慮する。
環境負荷の低減	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	・工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないよう走行ルートの分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルートの遵守、適正な走行の遵守を指導、徹底する。
	廃棄物	建設廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・新施設の建築に伴い発生する廃棄物について「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、建設廃材の分別回収、再資源化、減量化に努める。 ・現況施設の解体に伴い発生するコンクリート塊、鉄筋、鉄骨について、再生資源としてリサイクルに努める。 ・搬入物の梱包材について、削減に努める。 ・建築物は全て中低層とし、掘削深度を浅くすることにより、掘削土の発生量を抑制する。 ・建設残土について、埋立、盛土、土地造成工事への活用に努める。

事前配慮事項			内容
環境負荷の低減	廃棄物	建設残土・廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止	・建設残土の運搬時には、必要に応じてシート掛け等の措置をとる。 ・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「建設廃棄物処理マニュアルー建設廃棄物処理ガイドライン改訂版ー」（平成13年財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）に従って適正に処理するとともに、マニフェスト（集荷目録）による管理を徹底する。 ・現況施設の一部に石綿が使用されているため、解体工事に先立ち、「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007」（平成19年　環境省）に従って除去し、この運搬及び廃棄にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（平成19年環境省）に従い、適切に行う。 ・現況施設内で管理されているPCBは、解体工事前に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）（平成13年法律第65号）に基づき、適切に処理・保管を行う。
	地球環境	地球環境問題に対する取り組みの推進	・工事中の型枠材等の使用に際しては、熱帯雨林の伐採を伴わない鋼製型枠、特殊型枠、樹脂製型枠等の使用に努める。 ・新施設の建設材料を製造する際、二酸化炭素の発生量が少ないものを使用するよう努める。 ・現況施設の解体工事に伴い、フロン類を用いた設備機器が確認された場合は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成 13 年法律 64 号）に基づき、フロン類の回収等適切な対応を行う。

3-3　施設の存在･供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	日照阻害・電波障害等	日照阻害、風害及び電波障害の防止	・建築物は中低層とすることにより、風害、日照阻害及び電波障害の発生を低減する。なお、本事業に起因する電波障害が生じた場合には、適切な措置を講ずる。
	安全性	自然災害からの安全性の確保	・緑地の確保及び保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。 ・十分な耐震性能をもつ構造計画・施工を行う。 ・津波・高潮等の自然災害からの安全性を確保するため、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）の第 1 種区域（1 階の床の高さを N.P.[注)] (+)4m以上）を考慮した計画とする。 ・地盤沈下に配慮した施工計画とする。
快適環境の保全と創造	景観・緑地等	施設の緑化	・施設周囲及び敷地内に緑地を配置し、快適な空間を創出する。 ・施設の色彩は明るい色を基調とし、にぎわいのある空間を創出する。
環境負荷の低減	自動車交通	公共交通機関の利用促進	・事業予定地はあおなみ線「金城ふ頭駅」に近く、公共交通機関との適切なアクセスが確保できる配置とする。 ・来場者にできる限り公共交通機関を利用してもらうよう広報活動を行う。
	水資源	水資源の保全及び活用	・保水性舗装の採用等を検討することにより雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養、地表面からの蒸散の促進を図る。
	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）を遵守する。 ・資源化利用が容易な分別回収場所を設け、分別回収を徹底することにより、廃棄物の減量化及び資源のリサイクル促進に配慮する。
		廃棄物の適正処理	・廃棄物の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）を遵守し、名古屋市長の許可した一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。
	地球環境	自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用	・太陽光発電設備、風力発電設備等の導入に努める。
		温室効果ガスの排出抑制	・「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、緑化に努める。 ・省エネルギーに配慮した建物・設備計画とする。

注）「N.P.」とは名古屋港基準面のことであり、その高さは東京湾平均水面（T.P.）より 1.412m低い。

第４章　事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図 4-1 に示すとおり、名古屋市港区に位置し、現在、名古屋市国際展示場第１展示館、駐車場及びモータープールがある。

事業予定地がある金城ふ頭は、各種大型船が接岸する商港機能のほか、船舶情報が集約される情報拠点としても活用されている。また、名古屋市国際展示場やリニア・鉄道館など、市民等が利用する施設もある。

名古屋市は、この金城ふ頭内に“モノづくり文化”を発信・継承するため、「産業技術」をテーマとして人々が交流する拠点を創出する「モノづくり文化交流拠点構想」を計画している。

事業予定地は、この構想における“モノづくり文化交流拠点全体エリア内”に位置している。

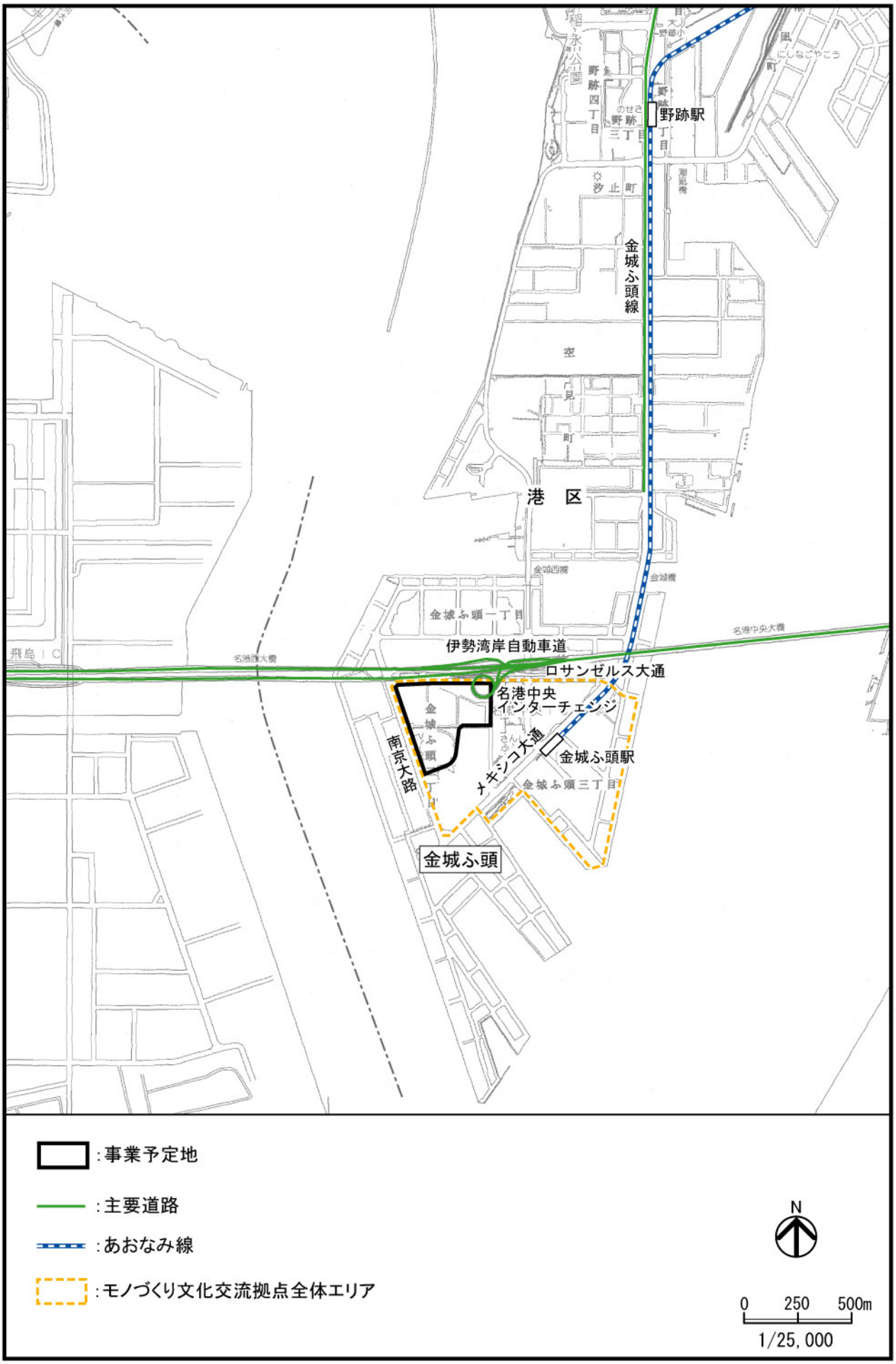

図 4-1　事業予定地とその周辺地域

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音、安全性及び供用時の騒音、水質、安全性の影響範囲に着目し、街区を考慮して、表 4-1 及び図 4-2 に示す区域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

表 4-1　調査対象区域

区　名	学　区　名
港　区	野跡学区の一部

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「社会的状況」及び「自然的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては野跡学区について、区のデータしか得られないものについては港区について行った。

資料の収集は、平成 24 年 4 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。

なお、事業予定地周辺の開発計画については、平成24年7月に入手した資料を使用した。

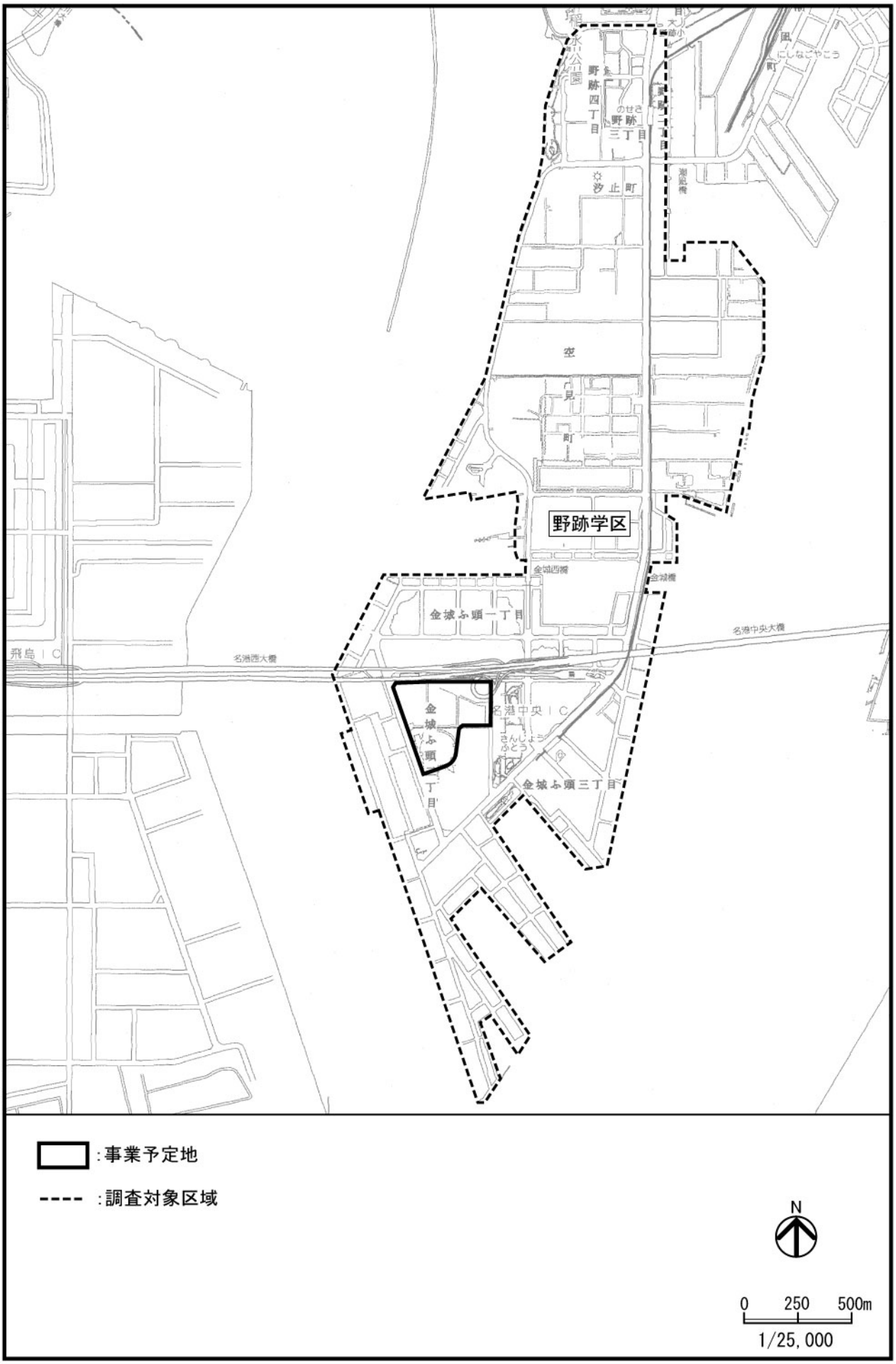
野跡四丁目
のせき
野跡
三丁目
沙止町
空
見
町
野跡学区
金城西橋
金城橋
金城ふ頭一丁目
名港中央大橋
飛島ＩＣ
名港西大橋
金
城
ふ
頭
丁
目
名港中央ＩＣ
さんじょう
ふとう
金城ふ頭三丁目
:事業予定地
:調査対象区域
N
0
250
500m
1/25,000

図 4-2　調査対象区域図

4-1　社会的状況

(1)　人口及び産業

①　人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域の平成22年10月1日現在における人口及び世帯数は表4-1-1に、調査対象区域を含む学区（以下、「調査対象学区」という。）の平成17年10月1日現在における昼夜間人口は表4-1-2に、年齢別人口構成比は図4-1-1に示すとおりである。

平成22年の人口については、名古屋市は、増加傾向を示しているが、調査対象区域はわずかに減少している。なお、事業予定地を含む金城ふ頭における平成22年の人口は「0」である。

1世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ調査対象区域は、多くなっている。

平成17年における調査対象学区の昼夜間人口比率は約147%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。年齢別人口については、名古屋市と比べ、0～14歳及び65歳以上の人口比率が高くなっている。

出典）「平成22年国勢調査 人口等基本集計結果」（名古屋市ホームページ）
「平成17年国勢調査 名古屋の町（大字）別・年齢別人口」（名古屋市ホームページ）
「平成17年 学区別昼間（従業地）人口（推計値）」（名古屋市ホームページ）

表4-1-1　人口及び世帯数（平成22年）

区　　分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人員 (人)	平成17年人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,263,894	1,021,227	2.22	2,215,062	2.2
調査対象区域	2,397	1,016	2.36	2,402	△ 0.2

注)1:人口及び世帯数は平成22年10月1日現在
2:増加率(%)＝((A－B)/B)×100
3:△は減少を示す。
4:平成17年の調査対象区域の人口は周辺街区との合算値である街区を含む。[注)]

表4-1-2　昼夜間人口（平成17年）

区　　分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)
名古屋市	2,516,196	2,193,973	114.7
野跡学区	5,445	3,695	147.4

注)1:平成17年10月1日現在
2:昼夜間人口比率＝(昼間人口/夜間人口)×100
3:昼夜間人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

注）平成17年国勢調査では、世帯数「3」以下及び人口「9」以下の町（大字）及び丁目（小字）は、原則として隣接する町（大字）及び丁目（小字）に数字を合算して表記している。

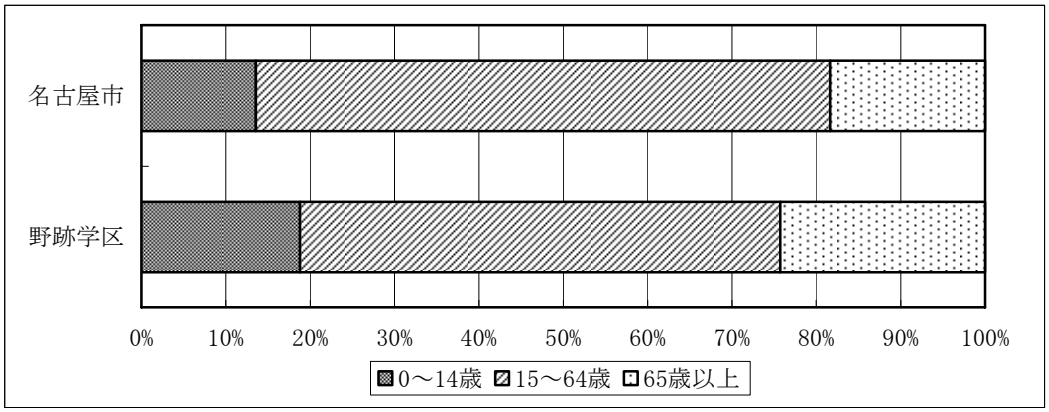

注)1:平成17年10月1日現在
2:年齢別人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

図 4-1-1　年齢別人口構成比（平成 17 年）

② 産　業

名古屋市及び調査対象学区の平成 18 年 10 月 1 日現在における産業別事業所数並びに従業者数は、図 4-1-2 に示すとおりである。

名古屋市及び調査対象学区における事業所数は、第三次産業の割合が高くなっている。名古屋市と調査対象学区との比較では、第三次産業の割合は、調査対象学区の方が名古屋市よりも高くなっている。

また、従業者数も、名古屋市及び調査対象学区ともに第三次産業の割合が高くなっている。名古屋市と調査対象学区との比較では、第三次産業の割合は、名古屋市の方が調査対象学区よりも高くなっている。

出典)「名古屋の事業所・企業 平成 18 年事業所・企業統計調査結果」(名古屋市, 平成 20 年)

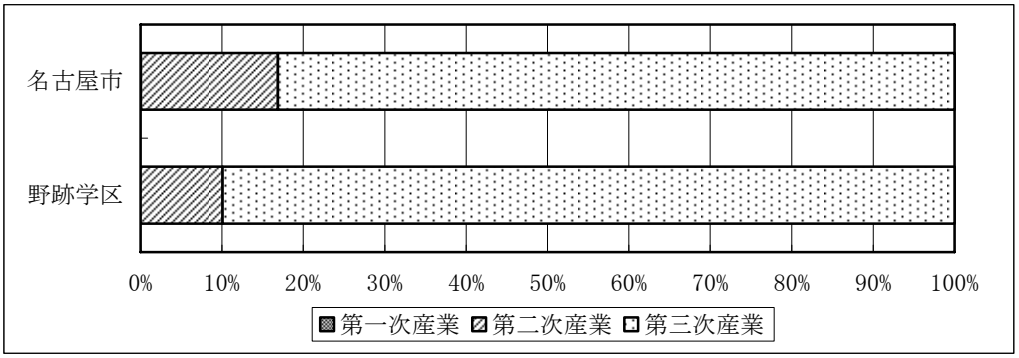

注)平成18年10月1日現在

図 4-1-2(1)　産業別事業所数

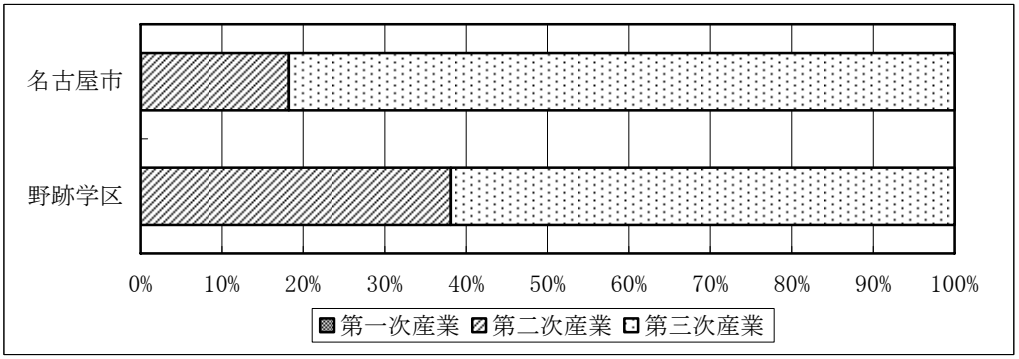

注)平成18年10月1日現在

図 4-1-2(2)　産業別従業者数

(2) 土地利用

① 土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域を含む港区の平成 23 年 1 月 1 日現在における土地利用の状況は、表 4-1-3 に示すとおりである。

名古屋市及び港区における土地利用区分は、宅地の割合が高く、名古屋市では約 79%、港区では約 71%を占めている。

出典)「平成 23 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 24 年)

表 4-1-3 土地利用の状況

単位:a

区 分	総 数	田	畑	宅 地	宅地率	池 沼	山 林	原 野	鉄道軌道用 地	雑種地
名古屋市	1,845,763	70,428	74,825	1,460,955	79.2%	741	32,734	3,520	27,840	174,720
港 区	240,356	40,069	9,333	169,990	70.7%	－	－	－	1,994	18,970

注)1:平成23年1月1日現在
2:宅地率＝宅地面積/総数×100

② 都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域のうち、陸域部（以下、「調査対象区域（陸域部)」という。）は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は図 4-1-3 に示すとおりである。調査対象区域（陸域部）は、大部分が工業地域に指定されているが、北側には、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域の指定がある。また、事業予定地は、全域が工業地域に指定されている。

臨港地区の指定状況は図 4-1-4 に示すとおりである。調査対象区域（陸域部）は、北側の一部を除き臨港地区に指定されている。また、事業予定地は、全域が臨港地区に指定されている。

高度地区の指定状況は図 4-1-5 に示すとおりである。調査対象区域（陸域部）は、大部分が絶対高 31m高度地区に指定されているが、北側には、31m高度地区、45m高度地区及び絶対高 45m高度地区の指定がある。また、事業予定地は、全域が絶対高 31m高度地区に指定されている。

建物用途の状況は、図 4-1-6 に示すとおりである。調査対象区域（陸域部）は、工業施設用地及び供給・処理・運輸施設用地が多く、北側には住居施設用地がある。事業予定地周辺は、宗教・文化・医療・養護施設用地、商業施設用地及び公園・緑地等が多くなっている。

なお、調査対象区域には、風致地区の指定はない。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)
「名古屋港管理組合事務概要」(名古屋港ホームページ)
「土地利用の都市計画決定状況」(愛知県ホームページ)
「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市, 平成 20 年)

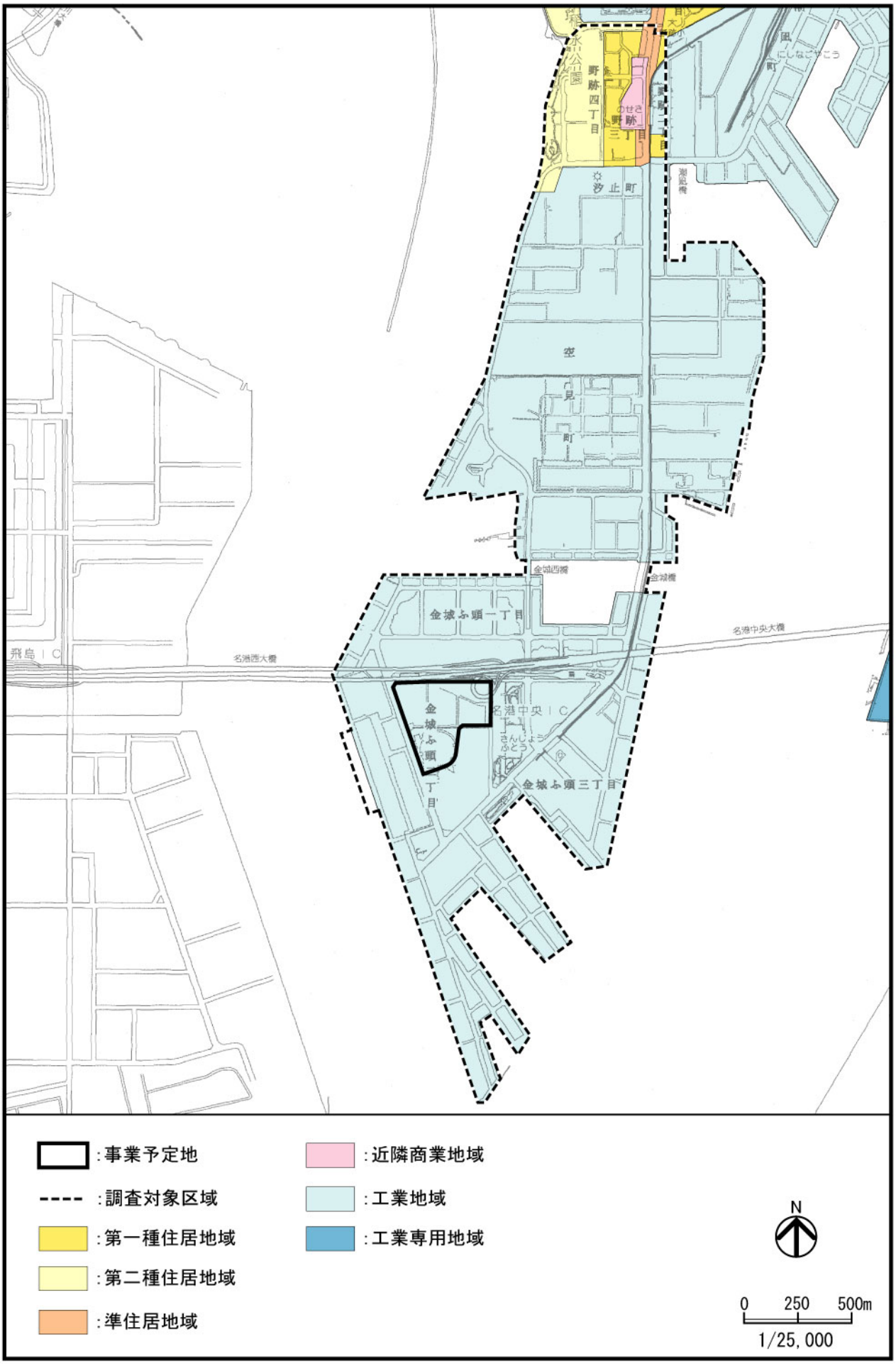

野跡四丁目
野跡三丁目
のせき
汐止町
空見町
金城西橋
金城橋
金城ふ頭一丁目
名港中央大橋
名港西大橋
飛島ＩＣ
金城ふ頭一丁目
名港中央ＩＣ
さんじょうふとう
金城ふ頭三丁目
:事業予定地
:調査対象区域
:第一種住居地域
:第二種住居地域
:準住居地域
:近隣商業地域
:工業地域
:工業専用地域
N
0 250 500m
1/25,000

図 4-1-3　用途区分図

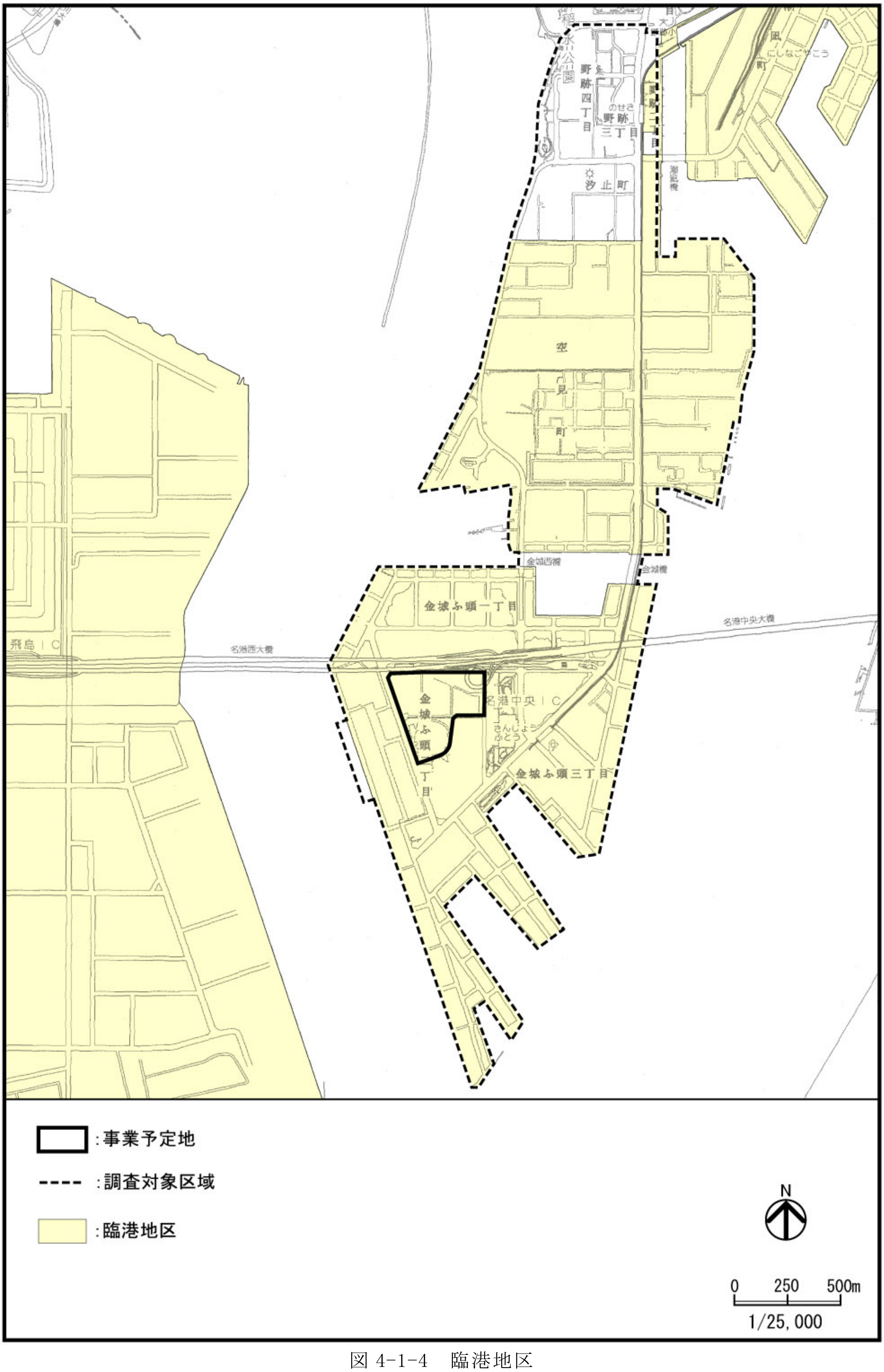
野跡四丁目
野跡三丁目
のせき
汐止町
空見町
金城ふ頭一丁目
金城ふ頭二丁目
金城ふ頭三丁目
名港中央ＩＣ
さんじょうふとう
名港西大橋
名港中央大橋
飛島ＩＣ
金城西橋
金城橋
:事業予定地
:調査対象区域
:臨港地区
N
0 250 500m
1/25,000

図 4-1-4　臨港地区

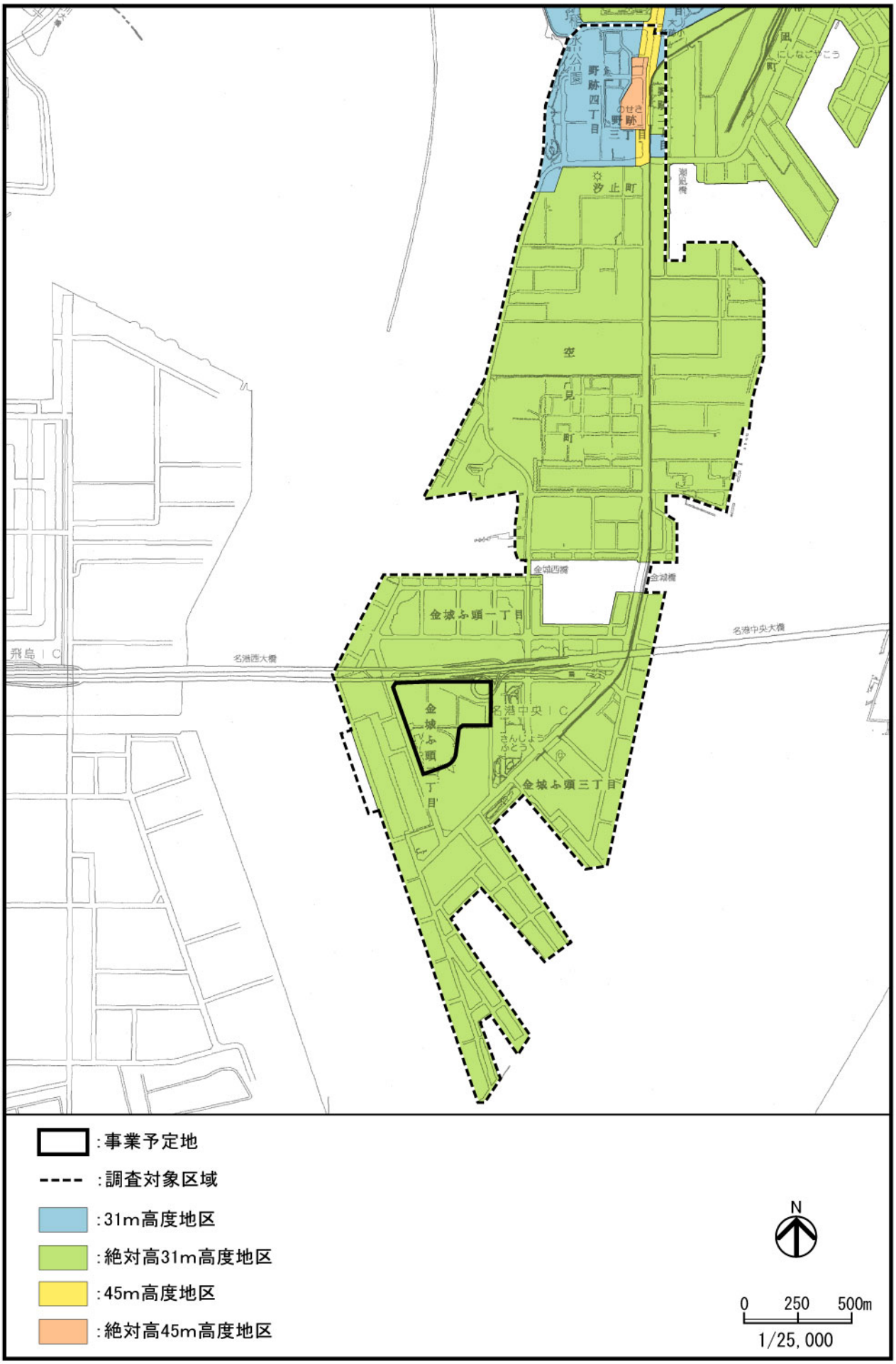
:事業予定地
:調査対象区域
:31m高度地区
:絶対高31m高度地区
:45m高度地区
:絶対高45m高度地区
N
0 250 500m
1/25,000

図 4-1-5　高度地区

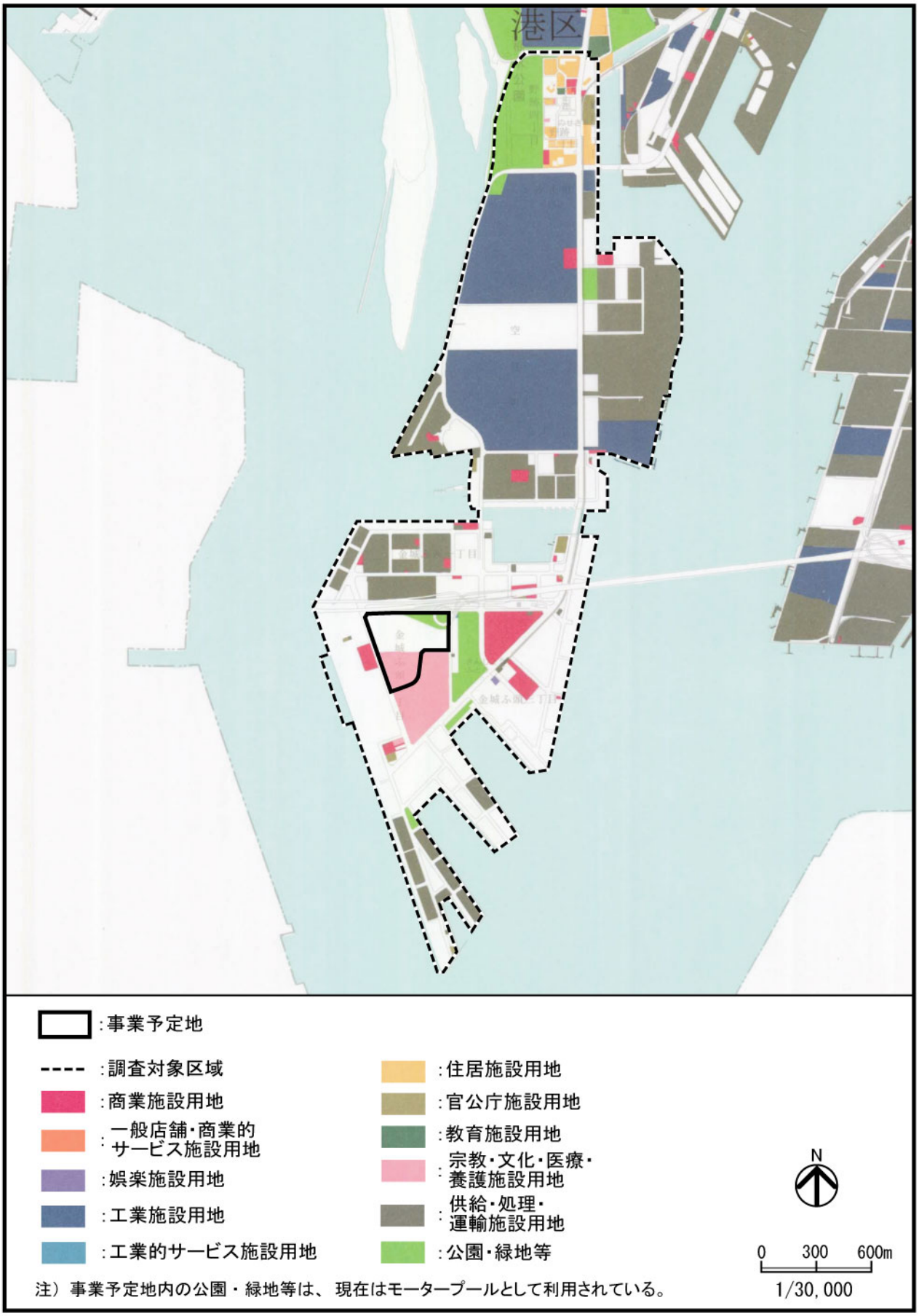

図 4-1-6　建物用途の状況

③　周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、平成 24 年 7 月に名古屋市が作成した土地利用計画案は図 4-1-7 に示すとおりである。[注)]

なお、事業予定地の東側に、名古屋市が収容台数約 5,000 台の集約駐車場を整備する計画であり、本施設の利用者もこの駐車場を利用する計画である。

出典)「都市消防委員会説明資料」（名古屋市住宅都市局，平成 24 年 7 月）

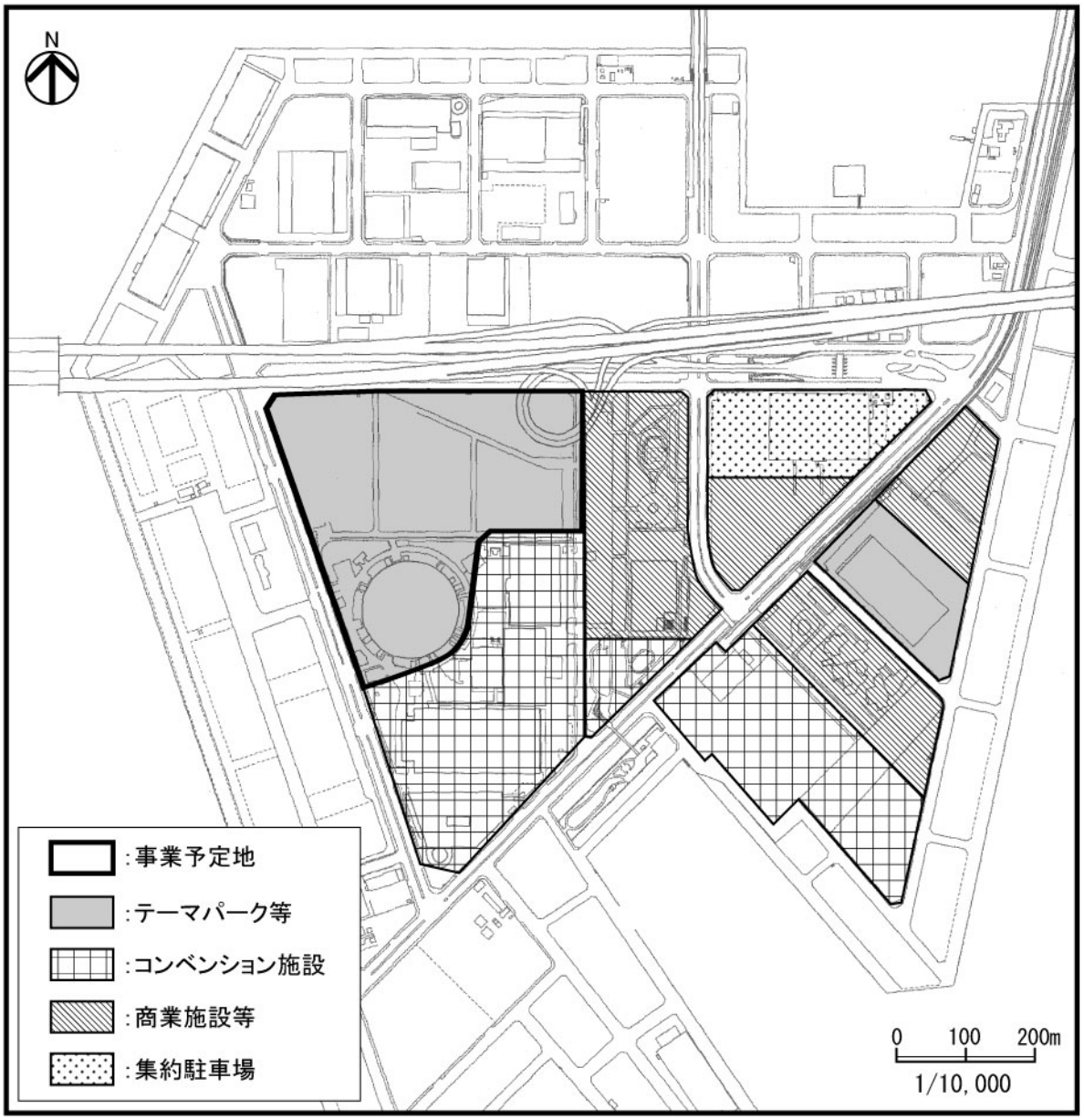

図 4-1-7　事業予定地周辺の土地利用計画案

注）この土地利用計画案は、将来的な土地利用をイメージしたものである。なお、一部の施設については既に供用を開始している。また、本事業（レゴランド）開業時に、今後建設される予定の全ての施設が供用を開始しているわけではない。

(3) 水域利用

事業予定地周辺における水域利用の状況は、図 4-1-8 に示すとおりである。

事業予定地周辺の海域は、名古屋港港湾区域及び名古屋港港域に指定されている。また、北航路、中航路、西航路及び東航路の 4 航路が設定されている。

なお、事業予定地周辺の海域には、漁業権は設定されていない。

出典）「名古屋港管理組合事務概要」（名古屋港ホームページ）
「名古屋港港域計画図」（名古屋港湾事務所ホームページ）
「伊勢湾流域の環境（漁業・漁場）」（伊勢湾環境データベース）

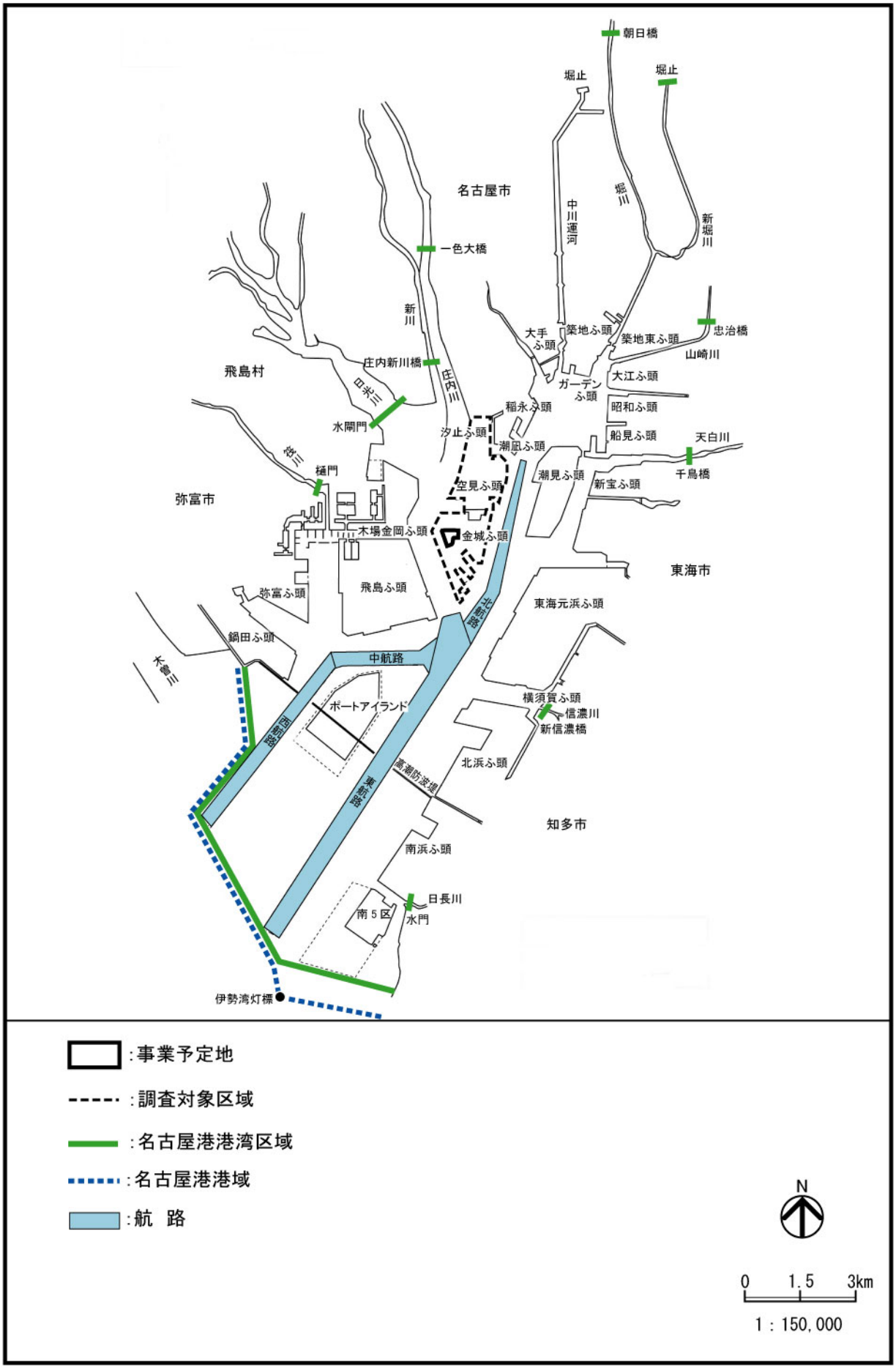

図 4-1-8　水域利用規制状況

(4) 交　通

① 交通網の状況

鉄道については図 4-1-9 に示すとおりであり、調査対象区域には、あおなみ線が通っている。事業予定地は、金城ふ頭駅の西側に位置している。

バス路線については図 4-1-10 に示すとおりであり、調査対象区域には、市バス及び三重交通バスが通っている。

主要な道路網については図 4-1-11 に示すとおりであり、調査対象区域には、一般国道 302 号（伊勢湾岸道路）及び金城埠頭線が通っている。

出典）「中京圏鉄道網図」（愛知県，平成 24 年）
「名古屋市地図ナビ」（名古屋市交通局ホームページ）
「名鉄バス路線図」（名鉄株式会社ホームページ）
「JR 東海バス路線図」（JR 東海バスホームページ）
「三重交通バス路線図」（三重交通ホームページ）
「名古屋市交通量図（平成 22 年度）」（名古屋市，平成 19 年）

② 道路交通の状況

事業予定地周辺における自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は、表 4-1-4 及び図 4-1-12 に示すとおりである。

一般国道 302 号の自動車交通量は、№①地点の平日が約 51,000 台/12 時間及び約 79,000 台/24 時間、休日が約 50,000 台/12 時間及び約 79,000 台/24 時間、№②地点は、平日が約 54,000 台/12 時間及び約 82,000 台/24 時間、休日が約 50,000 台/12 時間及び 79,000 台/24 時間である。また、金城埠頭線の自動車交通量は、平日が約 20,000 台/12 時間、休日が約 9,000 台/12 時間、歩行者交通量は、平日が 29 人/12 時間、休日が 34 人/12 時間、自転車交通量は、平日が 36 台/12 時間、休日が 84 台/12 時間である。

出典）「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市，平成 24 年）

表 4-1-4　自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	自動車(台)		歩行者(人)	自転車(台)
				12時間	24時間	12時間	12時間
一般国道	①	一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	名港潮見～名港中央	51,136 (49,681)	78,838 (78,831)	－ (－)	－ (－)
	②		名港中央～飛島1	54,296 (49,677)	82,259 (78,931)	－ (－)	－ (－)
主要市道	③	金城埠頭線	港区空見町(11号地)	20,097 (8,563)	－ (－)	29 (34)	36 (84)

注)1:交通量の上段は平日、下段( )内は休日を示す。
2:12時間交通量の観測時間は、午前7時～午後7時。

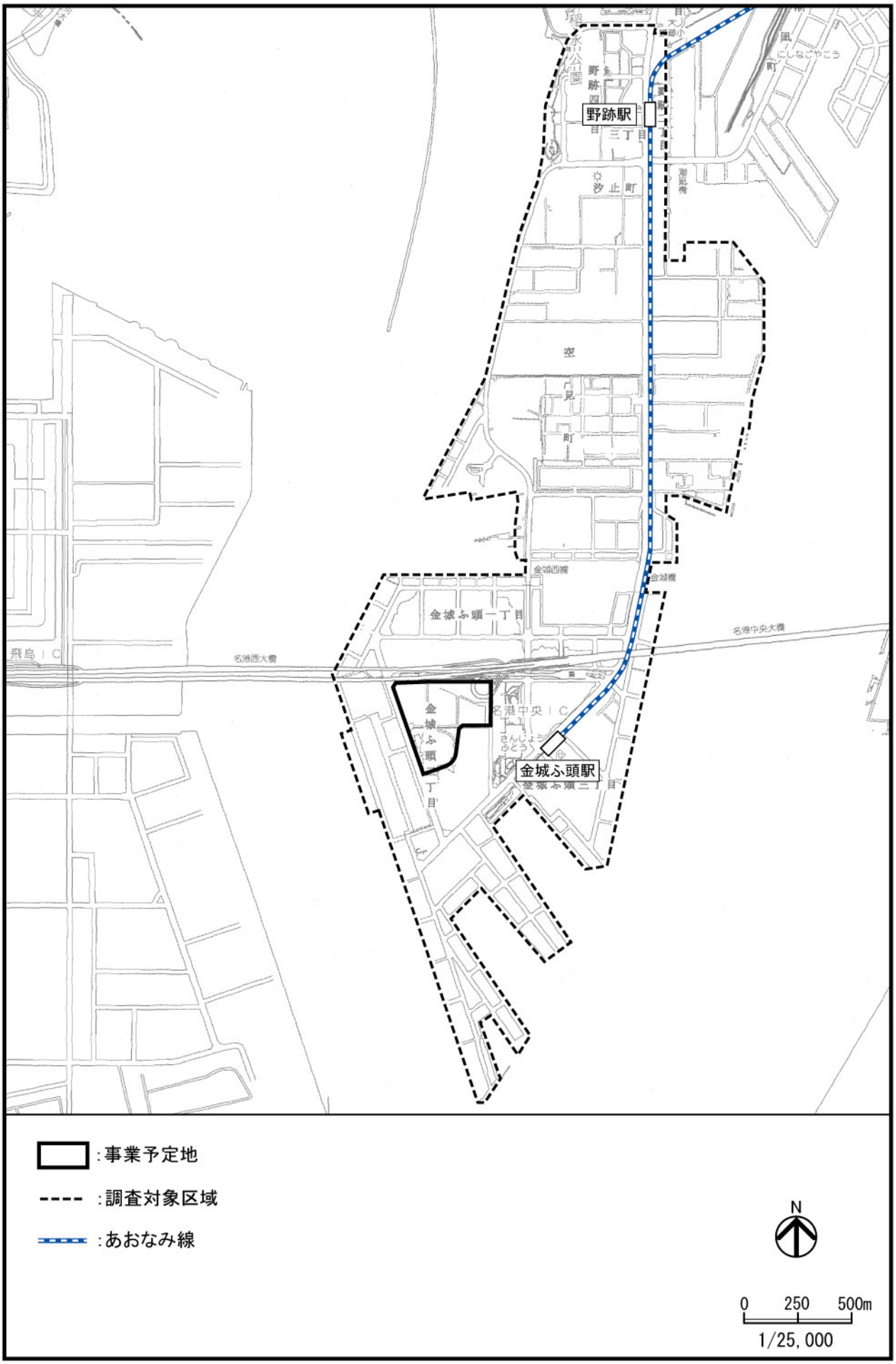
野跡駅
金城ふ頭駅
金城ふ頭一丁目
金城ふ頭三丁目
名港中央ＩＣ
飛島ＩＣ
名港西大橋
名港中央大橋
金城西橋
金城橋
潮見橋
:事業予定地
:調査対象区域
:あおなみ線
N
0 250 500m
1/25,000

図 4-1-9　鉄道網図

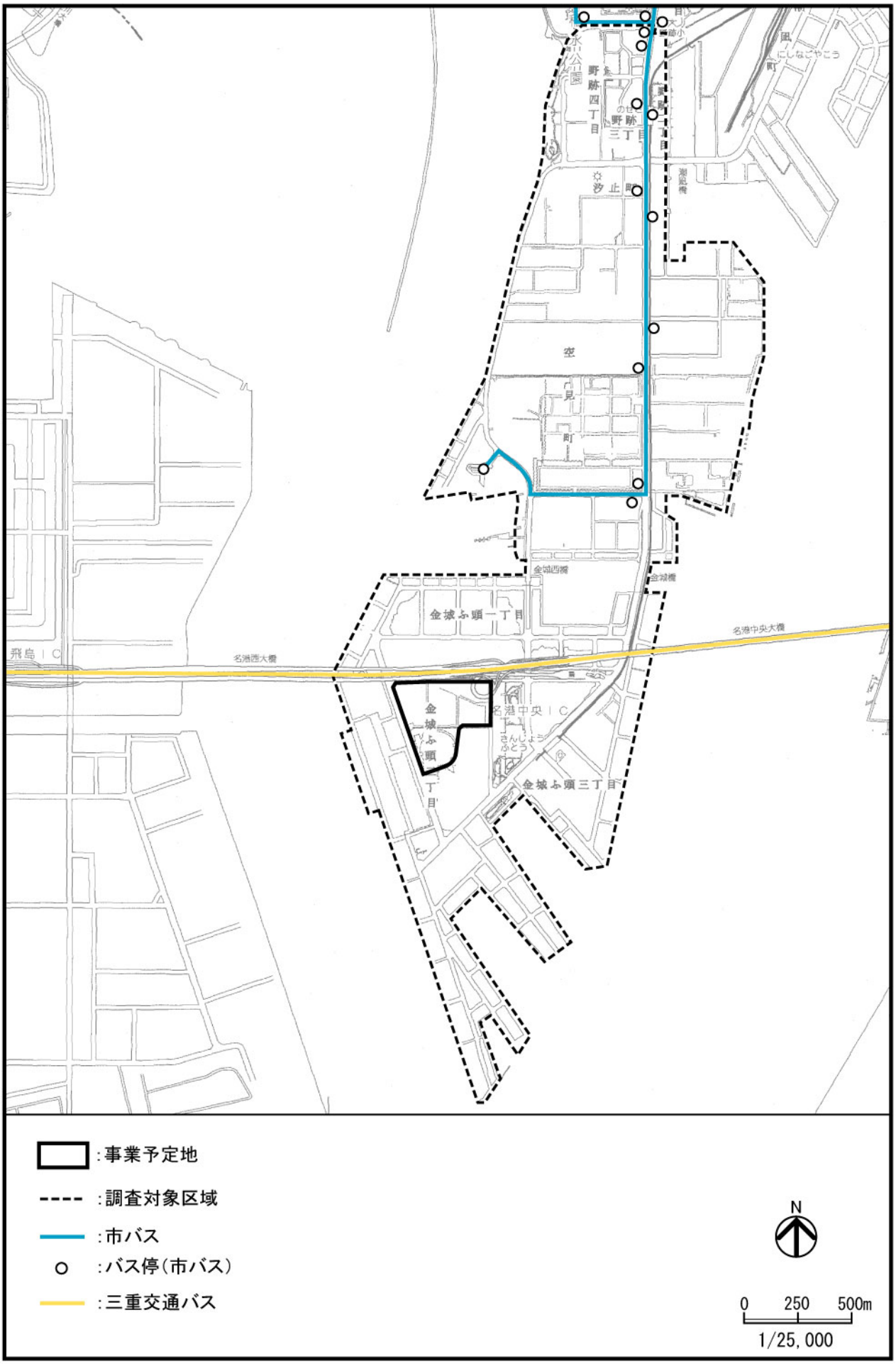

図 4-1-10　バス路線図

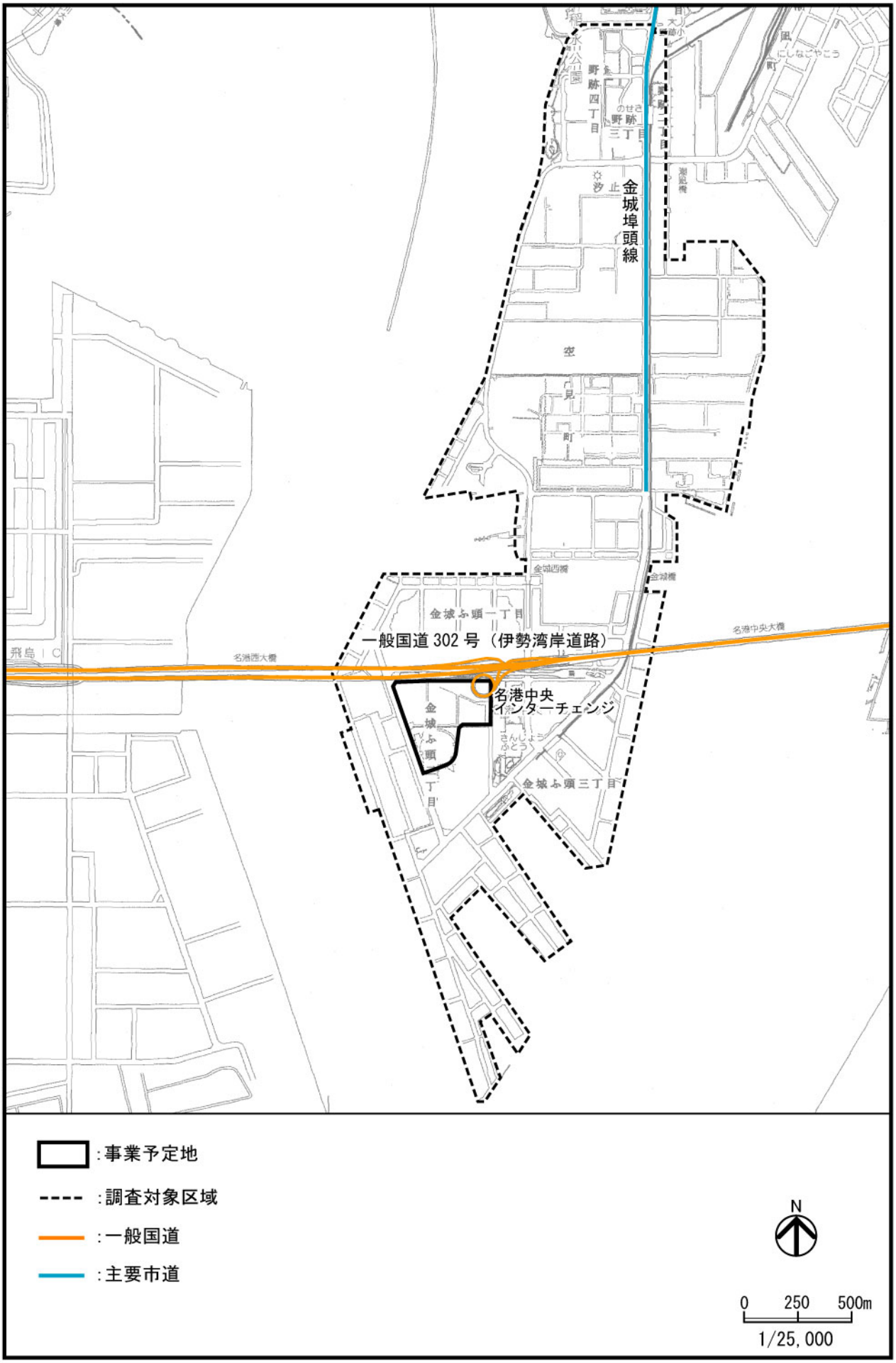

図 4-1-11　主要道路網図

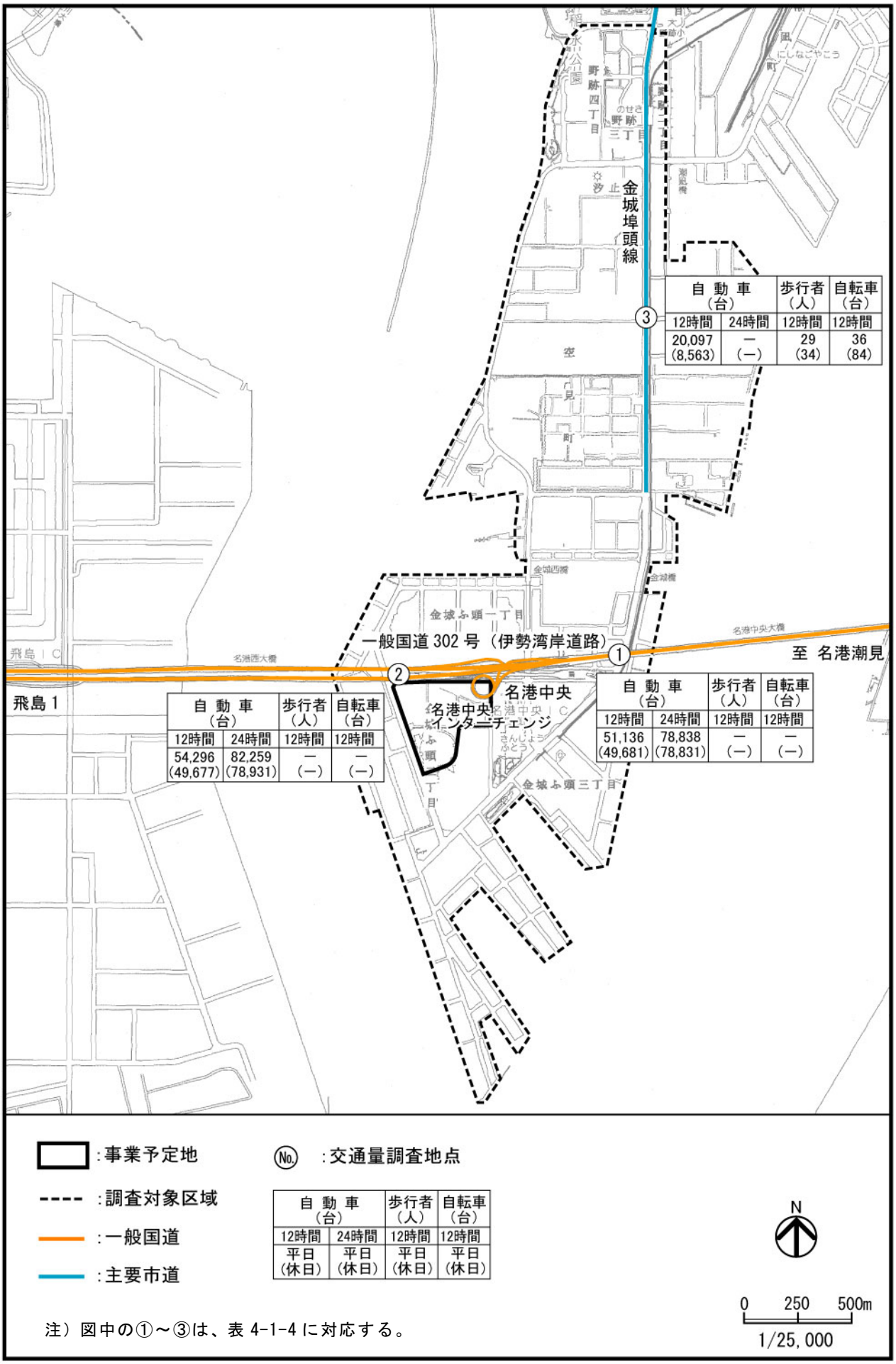

図 4-1-12　自動車、歩行者及び自転車断面交通量

また、事業予定地のある金城ふ頭では、平成 22 年度に名古屋市が主要交差点において交通量調査を行っている。本事業を計画する上で、交通検討のための基礎資料とすることを目的として、名古屋市より提供を受けた。

事業予定地周辺の主な区間における 9 時～21 時の 12 時間自動車断面交通量は、表 4-1-5 及び図 4-1-13 に示すとおりである。

これによると、平日では、区間 D の交通量が最も多く約 13,000 台、休日では、区間 U の交通量が最も多く約 13,000 台であった。大型車混入率は、平日が約 32～60%、休日が約 7～35%であった。

表 4-1-5　自動車交通量調査結果

単位:台/12時間

区間記号	車種区分	平日（平成22年11月30日(火)）			休日（平成22年11月27日(土)）			交通量比（休日/平日）	
		車種別交通量	合計	大型車混入率	車種別交通量	合計	大型車混入率	車種別	合計
A	大型車	1,591	3,563	44.7%	600	2,418	24.8%	0.38	0.68
	小型車	1,972			1,818			0.92	
B	大型車	3,885	9,673	40.2%	1,982	11,064	17.9%	0.51	1.14
	小型車	5,788			9,082			1.57	
C	大型車	4,839	10,533	45.9%	2,163	6,247	34.6%	0.45	0.59
	小型車	5,694			4,084			0.72	
D	大型車	5,422	13,099	41.4%	2,723	12,535	21.7%	0.50	0.96
	小型車	7,677			9,812			1.28	
E	大型車	1,159	2,580	44.9%	466	1,969	23.7%	0.40	0.76
	小型車	1,421			1,503			1.06	
F	大型車	4,549	11,528	39.5%	3,057	12,475	24.5%	0.67	1.08
	小型車	6,979			9,418			1.35	
G	大型車	1,615	2,791	57.9%	493	1,722	28.6%	0.31	0.62
	小型車	1,176			1,229			1.05	
H	大型車	489	814	60.1%	181	1,113	16.3%	0.37	1.37
	小型車	325			932			2.87	
I	大型車	481	1,099	43.8%	266	1,360	19.6%	0.55	1.24
	小型車	618			1,094			1.77	
J	大型車	436	837	52.1%	210	720	29.2%	0.48	0.86
	小型車	401			510			1.27	
K	大型車	124	214	57.9%	108	467	23.1%	0.87	2.18
	小型車	90			359			3.99	
L	大型車	468	917	51.0%	239	928	25.8%	0.51	1.01
	小型車	449			689			1.53	
M	大型車	55	104	52.9%	221	1,047	21.1%	4.02	10.07
	小型車	49			826			16.86	
N	大型車	288	721	39.9%	354	1,615	21.9%	1.23	2.24
	小型車	433			1,261			2.91	
O	大型車	54	131	41.2%	36	324	11.1%	0.67	2.47
	小型車	77			288			3.74	
P	大型車	465	1,091	42.6%	264	1,446	18.3%	0.57	1.33
	小型車	626			1,182			1.89	
Q	大型車	100	307	32.6%	134	1,937	6.9%	1.34	6.31
	小型車	207			1,803			8.71	
R	大型車	415	1,117	37.2%	233	1,739	13.4%	0.56	1.56
	小型車	702			1,506			2.15	
S	大型車	71	221	32.1%	204	1,760	11.6%	2.87	7.96
	小型車	150			1,556			10.37	
T	大型車	55	104	52.9%	221	2,633	8.4%	4.02	25.32
	小型車	49			2,412			49.22	
U	大型車	4,671	11,978	39.0%	3,154	12,845	24.6%	0.68	1.07
	小型車	7,307			9,691			1.33	
V	大型車	1,402	3,281	42.7%	1,150	6,167	18.6%	0.82	1.88
	小型車	1,879			5,017			2.67	
W	大型車	2,321	5,068	45.8%	1,292	5,957	21.7%	0.56	1.18
	小型車	2,747			4,665			1.70	
X	大型車	1,102	2,602	42.4%	1,106	4,954	22.3%	1.00	1.90
	小型車	1,500			3,848			2.57	
Y	大型車	1,013	2,354	43.0%	906	3,011	30.1%	0.89	1.28
	小型車	1,341			2,105			1.57	

注)1:調査年月日は、以下に示すとおりである。なお、休日は、国際展示場のイベント開催日に調査を行っている。
平日:平成22年11月30日(火)　休日:平成22年11月27日(土)
2:区間記号は、図4-1-13の区間位置を示す。
3:交通量は、隣接する両側の交差点位置にて測定した断面交通量の平均を示す。ただし、区間B、C、F～H、J、L、M、O、Q、S～U及びW～Yについては、一つの交差点位置にて測定した断面交通量を示す。

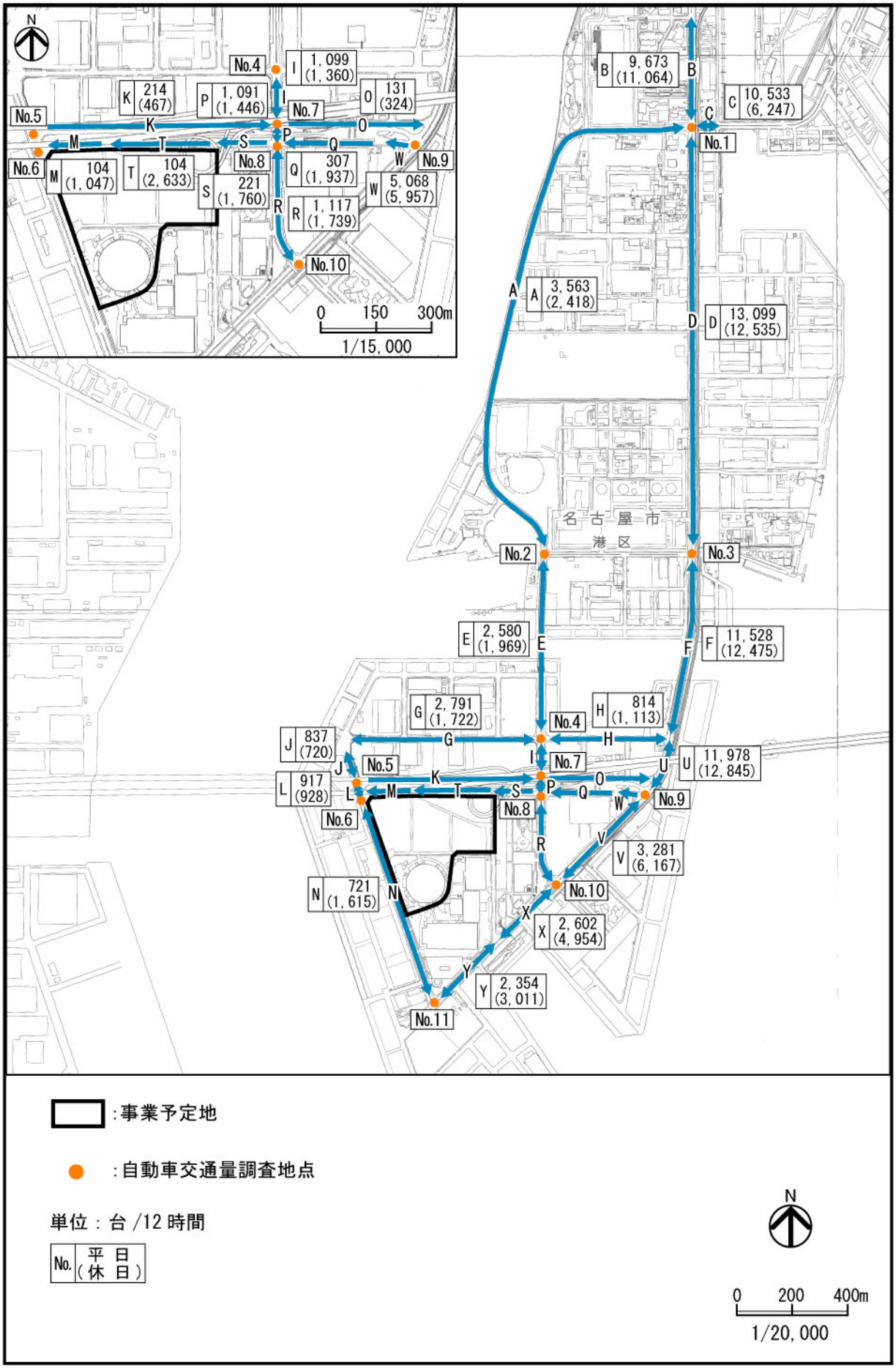

図 4-1-13　事業予定地周辺の自動車断面交通量

③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域にあるあおなみ線の野跡駅及び金城ふ頭駅における平成 22 年度の駅別乗車人員は、表 4-1-6 に示すとおりであり、野跡駅が約 300,000 人、金城ふ頭駅が約 470,000 人である。

出典)「平成 23 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 24 年)

表 4-1-6 駅別乗車人員（平成 22 年度）

単位:人/年

あおなみ線	
野跡駅	金城ふ頭駅
298,968	470,844

(5) 地域社会等

① 公共施設等

調査対象区域の公共施設等の位置は図 4-1-14 に示すとおりであり、保育所が 1 箇所ある。

また、調査対象区域の北側には、都市計画公園である稲永公園がある。

出典)「病院名簿（平成 23 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)
「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)
「平成 23 年度版 社会福祉施設等名簿」(愛知県, 平成 23 年)
「なごやの健康福祉 2011」(名古屋市ホームページ)
「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)
「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

② 文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号）により規定された文化財はない。

出典)「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ホームページ)

③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 23 年 3 月 31 日現在)、公共下水道の人口普及率[注)] は 99.0%（平成 23 年 3 月 31 日現在）となっている。

なお、事業予定地及びその周辺は、公共下水道が整備されておらず、現況の各施設は、浄化槽により汚水を処理し、既設の雨水排水管に接続している状況である。

出典)「平成 23 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 24 年)
参考）名古屋市への聞き取り調査

注)（人口普及率）＝（処理区域内人口）÷（行政区域内人口）×100

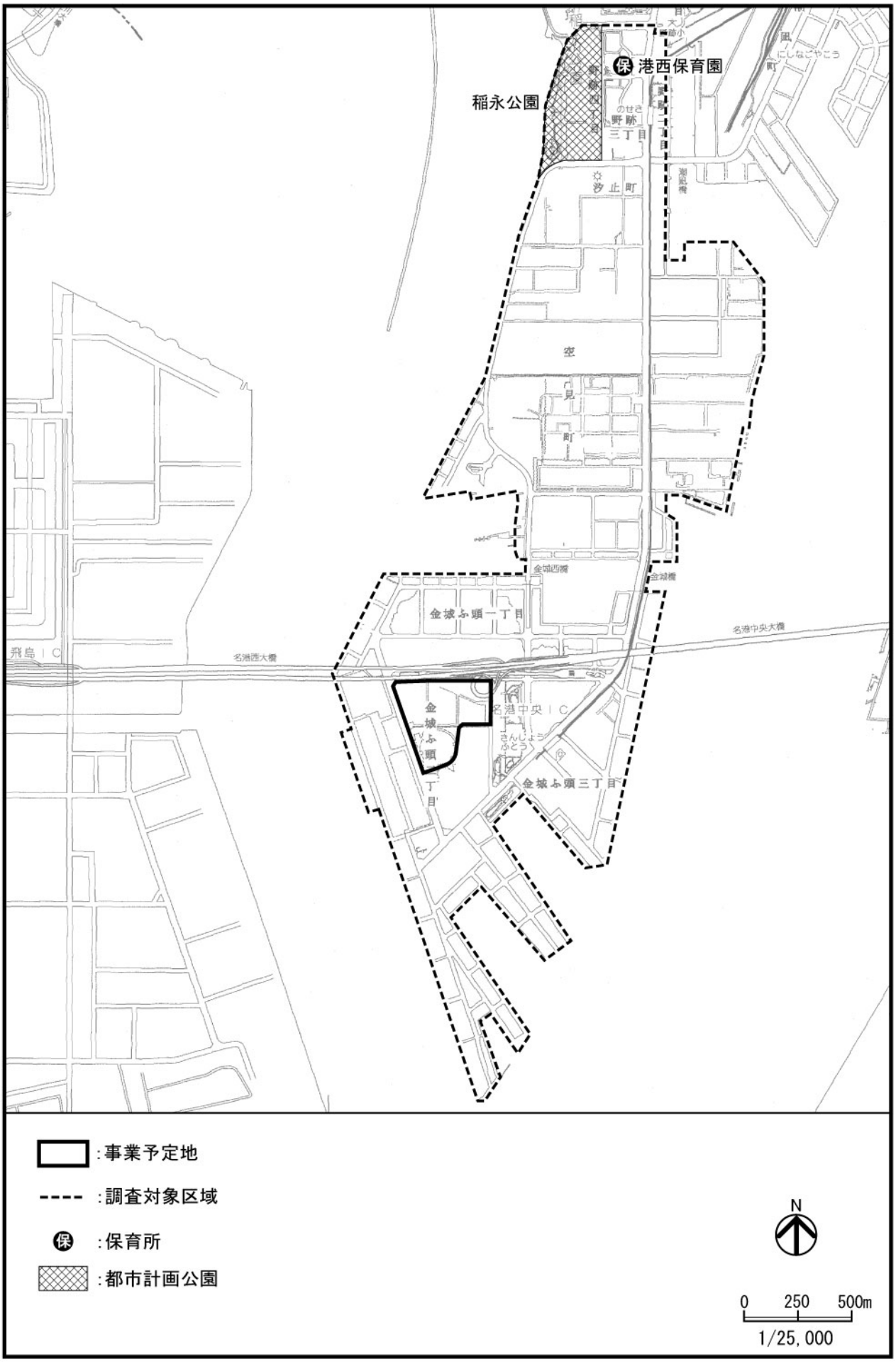

図 4-1-14　公共施設等位置図

④ 廃棄物等

名古屋市における平成 22 年度のごみ収集搬入量は 622,029 トンで、前年度と比べ約 1.7%減少している。

平成 22 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表 4-1-7 に示すとおりである。

港区における収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典)「事業概要 (平成 23 年度資料編)」(名古屋市ホームページ)

表 4-1-7 ごみ及び資源収集量(平成 22 年度)

単位:トン

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化収集	資源収集	合 計
名古屋市	370,831 (72.8%)	47,390 (9.3%)	7,894 (1.6%)	1,941 (0.4%)	81,025 (15.9%)	509,081 (100.0%)
港 区	24,738 (73.5%)	3,099 (9.2%)	509 (1.5%)	279 (0.8%)	5,039 (15.0%)	33,664 (100.0%)

注)1:( )内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。
2:「環境美化収集」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

ア 環境基準等

(ｱ) 大気汚染（資料－２〔資料編 p.資-3〕参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(ｲ) 騒　音（資料－３〔資料編 p.資-5〕参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ｳ) 水質汚濁（資料－４〔資料編 p.資-6〕参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(ｴ) 土壌汚染（資料－５〔資料編 p.資-11〕参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(ｵ) ダイオキシン類（資料－６〔資料編 p.資-12〕参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(ｱ) 大気質

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(ｲ) 騒　音（資料－７〔資料編 p.資-13〕参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ｳ) 振　動（〔資料－８〔資料編 p.資-17〕参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(ｴ) 悪　臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(ｵ) 水　質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排出水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第３条第３項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD)、窒素及び燐について、総量規制基準が定められている。

(ｶ) 地　盤（資料－９〔資料編 p.資-20〕参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。本事業においては、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78cm^2 を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合には、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告する。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域が指定されているが、調査対象区域には、同法に基づく規制はなされていない。

(ｷ) 土　壌

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壌汚染調査が必要となる。

また、大規模な土地（3,000 ㎡以上）の改変時には、「土壌汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

(ｸ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ｹ) 景　観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 21 年 12 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(ｺ) 日　照

事業予定地北側の用途地域は工業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域には該当しない。また、事業予定地の北側には、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）に係る「中高層建築物」により日影の影響を受ける教育施設はない。

(ｻ) 緑　化（資料－10〔資料編 p.資-21〕参照）

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、工業地域については、敷地面積 300 ㎡以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 15%以上を緑化する必要がある。

(ｼ) 地球温暖化

ｱ) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、床面積 2,000 ㎡を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

ｲ） 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」（平成24年名古屋市告示第184号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kℓ 以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、及び「温室効果ガスの排出の状況」、「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

② 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアルー建設廃棄物処理ガイドライン改訂版ー」（財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター，平成 13 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

③ 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ　緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ　鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域（陸域部）は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

④　防災関係法令

ア　砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ　地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ　急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ　災害危険区域の指定状況

調査対象区域（陸域部）は、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和36年名古屋市条例第2号)に基づく臨海部防災区域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。また、事業予定地は、全域が第 1 種区域に指定されている。

オ　防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域（陸域部）は、全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく準防火地域に指定されている。

(7) 環境保全に関する計画等

① 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取組の推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 4-1-8 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

表4-1-8　第3次名古屋市環境基本計画の施策

2020年度目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、ともに創る　環境首都なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

④　水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

⑤　低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減を提示している。

⑥　生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1　自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2　環境負荷の少ない暮らし･ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4　まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

⑦　低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

⑧　ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

4-2　自然的状況

(1)　地形・地質等の状況

①　地形・地質

ア　地　形

調査対象区域（陸域部）及びその周辺の地形は、図 4-2-1 に示すとおり、低地及びその他（河川等）の地形に区分される。調査対象区域（陸域部）は、全域が低地に分類されている。

また、名古屋港の埋立完成年の状況は、図 4-2-2 に示すとおりである。調査対象区域（陸域部）は、明治 34 年～平成 3 年にかけて埋立が行われた区域であり、事業予定地は昭和 37 年～昭和 46 年に埋立が行われた区域である。

なお、事業予定地の標高は約 5m～6mであり、周辺の埋立地より比較的高い場所である。

出典）「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）
「名古屋港のあらまし（ふ頭紹介）」（名古屋港ホームページ）

イ　地　質

調査対象区域（陸域部）及びその周辺の表層地質は、図 4-2-3 に示すとおり、未固結堆積物である。

出典）「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

②　地　盤

調査対象区域には、中部地方整備局の水準点が 1 箇所、名古屋港管理組合の水準点が 8 箇所及び名古屋市の水準点が 3 箇所ある。

平成 22 年度の測量結果では、沈下している地点はない。

出典）「平成 22 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」（東海三県地盤沈下調査会，平成 23 年）

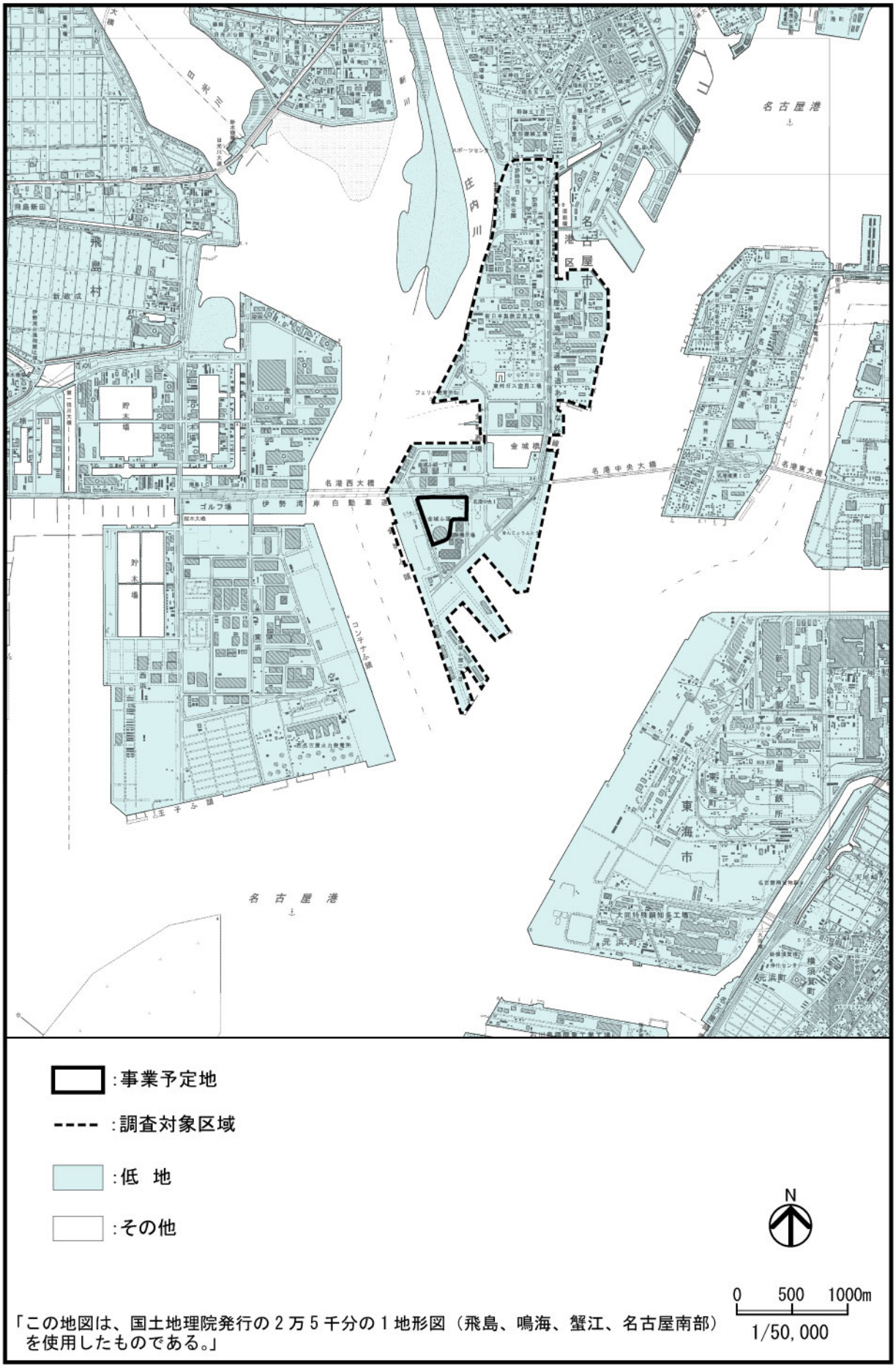
:事業予定地
:調査対象区域
:低　地
:その他
N
0　500　1000m
1/50,000
「この地図は、国土地理院発行の２万５千分の１地形図（飛島、鳴海、蟹江、名古屋南部）を使用したものである。」

図 4-2-1　地形図

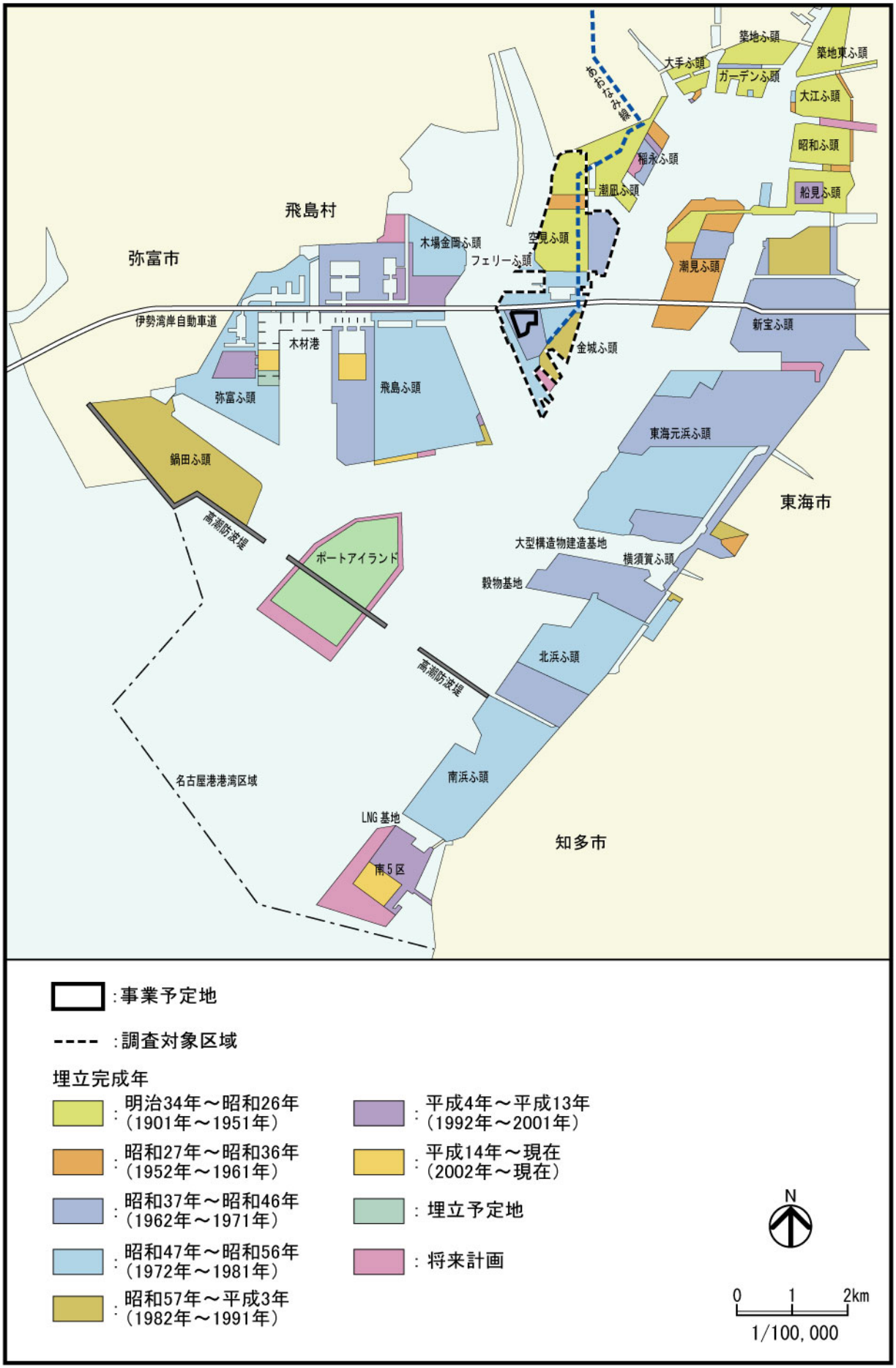

図 4-2-2　名古屋港の埋立完成年の状況

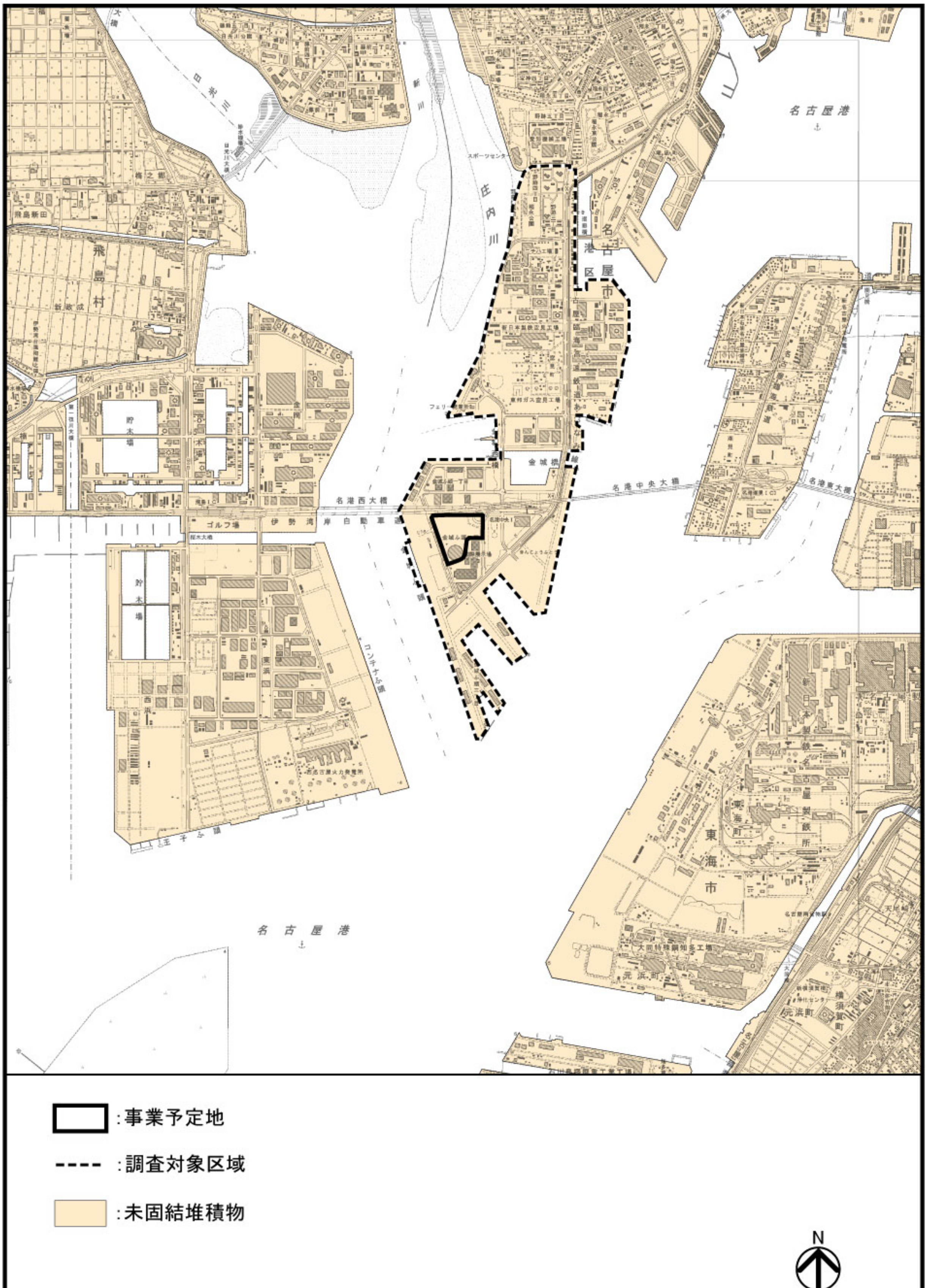

「この地図は、国土地理院発行の２万５千分の１地形図（飛島、鳴海、蟹江、名古屋南部）を使用したものである。」

図 4-2-3　表層地質図

③ 土壌汚染

事業予定地の地歴について、「名古屋港のあらまし（ふ頭紹介）」（名古屋港ホームページ）によると、事業予定地は昭和 37 年～46 年にかけて埋立が行われた。埋立後、現況施設である駐車場及び国際展示場として利用されており、これまで、特定有害物質を使用する工場等が存在したことはない。

また、事業予定地の現況施設において使用されている PCB については、適切な管理がなされており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない。

一方、事業予定地のある金城ふ頭では、平成 20 年度に名古屋市が名古屋市国際展示場における敷地土壌状況の把握を目的として、自主的に土壌調査を実施している。本事業を計画する上で、工事に伴い発生する掘削土処分を検討するための基礎資料とすることを目的として、名古屋市より資料の提供を受けた。この資料によると、一部の箇所において、溶出量基準を上回る「砒素及びその化合物」並びに「ふっ素及びその化合物」の存在が報告されている。（提供を受けた調査結果の概要は、資料－11〔資料編 p.資-23〕参照）

(2) 水環境の状況

① 水　象

調査対象区域は名古屋港港湾区域内に含まれている。

平成 23 年度における名古屋港の潮位（観測基準面の標高-200.9cm に対する潮位）は、満潮時が 215～356cm、干潮時が 34～236cm である。

出典）「潮汐観測資料 名古屋」（気象庁ホームページ）

② 水　質

調査対象区域及びその周辺における水質調査地点は図 4-2-4 に、調査結果は表 4-2-1 に示すとおりである。平成 22 年における調査結果は、環境基準もしくは環境目標値に適合していない項目がある。

また、調査対象区域及びその周辺におけるダイオキシン類の調査は、金城ふ頭西で行われており、平成 22 年度における調査結果は、環境基準に適合している。

出典）「平成 22 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市ホームページ）
「平成 22 年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県，平成 23 年）
「平成 23 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 23 年）

表 4-2-1　水質調査結果

水域区分	調査地点	類型	pH	DO (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)
伊勢湾	金城ふ頭西	C･Ⅳ類型	8.1	6.8	3.8	7.0	0.51	0.11
	N-10(庄内川河口)		7.9	6.2	3.9	－	1.30	0.12
	N-11(潮見ふ頭南)		8.3	8.1	4.8	5.0	0.62	0.096
	M-2(金城ふ頭東側)		8.1	8.0	4.7	－	1.10	0.096

注)1:調査結果は、年平均値(CODは、75%値の年平均値)である。
2:網掛けをしたものは、環境基準もしくは環境目標値に適合していない項目である。

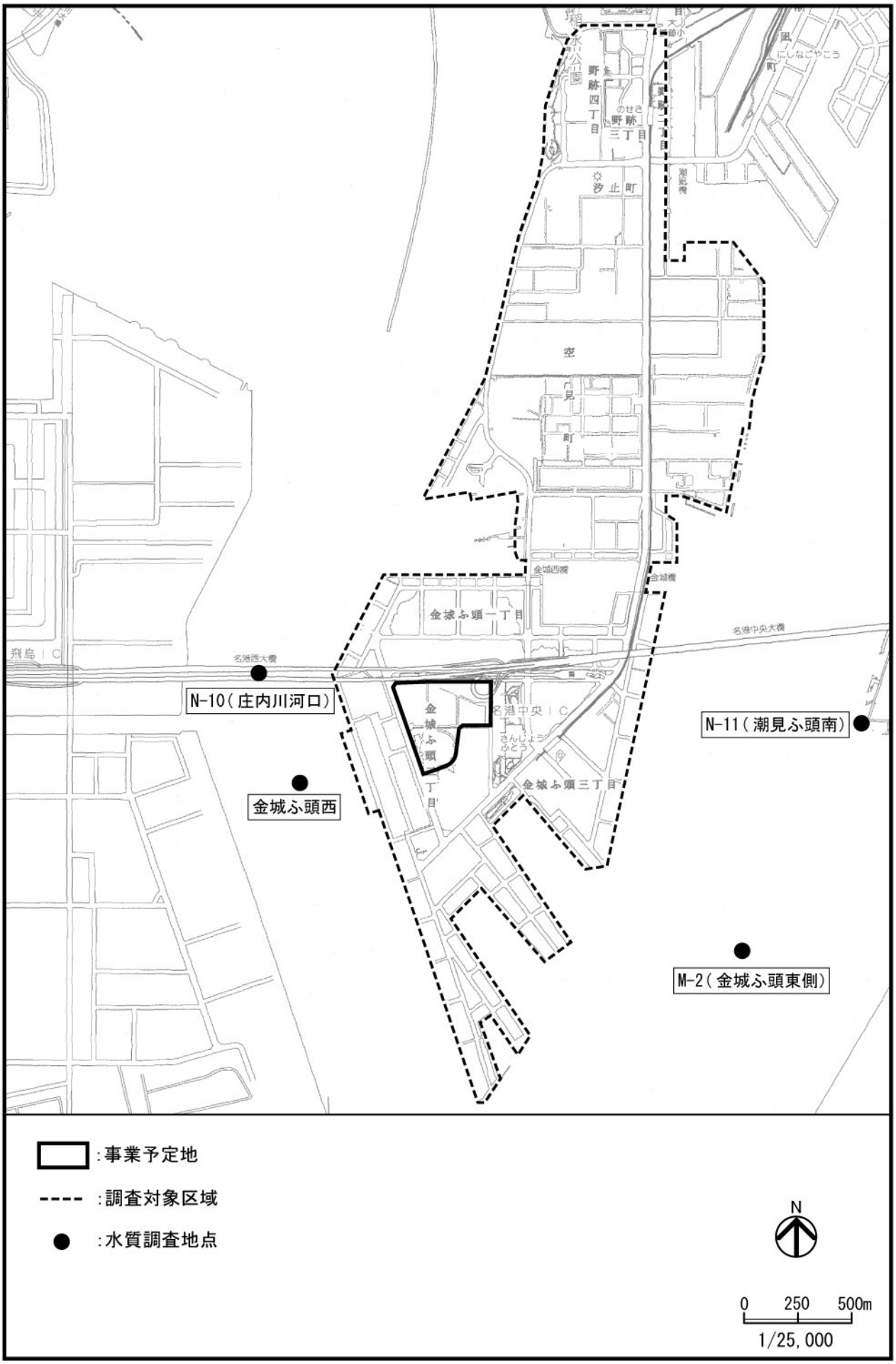
N-10（庄内川河口）
N-11（潮見ふ頭南）
金城ふ頭西
M-2（金城ふ頭東側）
金城ふ頭一丁目
金城ふ頭三丁目
名港西大橋
名港中央大橋
名港中央ＩＣ
飛鳥ＩＣ
:事業予定地
:調査対象区域
:水質調査地点
N
0 250 500m
1/25,000

図 4-2-4　水質調査地点

③ 底　質

名古屋港におけるダイオキシン類の調査は、潮見ふ頭北、金城ふ頭西及び高潮防波堤北で行われている。平成 22 年度の調査結果では、全ての地点で環境基準に適合している。

出典)「平成 23 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市，平成 23 年)

④ 地下水

港区における地下水調査結果は、表 4-2-2 に示すとおりである。平成 18～22 年度に実施された調査では、環境基準に適合していない地点が各年 1 地点ある。

なお、調査対象区域では、地下水調査は行われていない。

出典)「平成 18～22 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

表 4-2-2　地下水調査結果における環境基準適合状況（港区）

年　度	H18	H19	H20	H21	H22
調査地点数	4	7	3	3	7
環境基準 不適合地点数	1	1	1	1	1

(3) 大気環境の状況

① 気　象

名古屋地方気象台における過去 5 年間（平成 18～22 年度）の年間平均気温は 16.4℃、年平均降水量は 1,564.2mm である。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の常監局である惟信高校及び港陽における過去 5 年間（平成 18～22 年度）の風向・風速の測定結果は、表 4-2-3 に示すとおりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、惟信高校及び港陽が北西となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が 2.9m/s、惟信高校及び港陽が 2.8m/s となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典)「平成 18～22 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市，平成 19～23 年)

表 4-2-3　気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成 18～22 年度））

単位:風速(m/s)

区　分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
名古屋地方気象台		最多風向	NE	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
		平均風速	3.4	3.2	2.6	2.6	2.6	2.7	2.5	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	2.9
常監局	惟信高校	最多風向	NW	NW	NE	SE	SE	NE	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW
		平均風速	3.3	3.1	2.5	2.4	2.7	2.6	2.4	2.4	2.6	2.7	3.1	3.4	2.8
	港　陽	最多風向	NW	NW	SE	SE	SE	NW	NW	NW	NW	NNW	NW	NW	NW
		平均風速	3.0	2.8	2.1	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	3.0	3.2	3.4	3.3	2.8

② 大気質

調査対象区域に常監局は存在しない。事業予定地に最も近い常監局は、一般局である惟信高校、自排局である港陽があり、これらの測定局では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定がなされている。

これらの常監局の位置は、図 4-2-5 に示すとおりである。

出典)「平成 22 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ホームページ)
「平成 22 年度 ダイオキシン類調査結果について」(名古屋市ホームページ)
「平成 23 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市，平成 23 年)

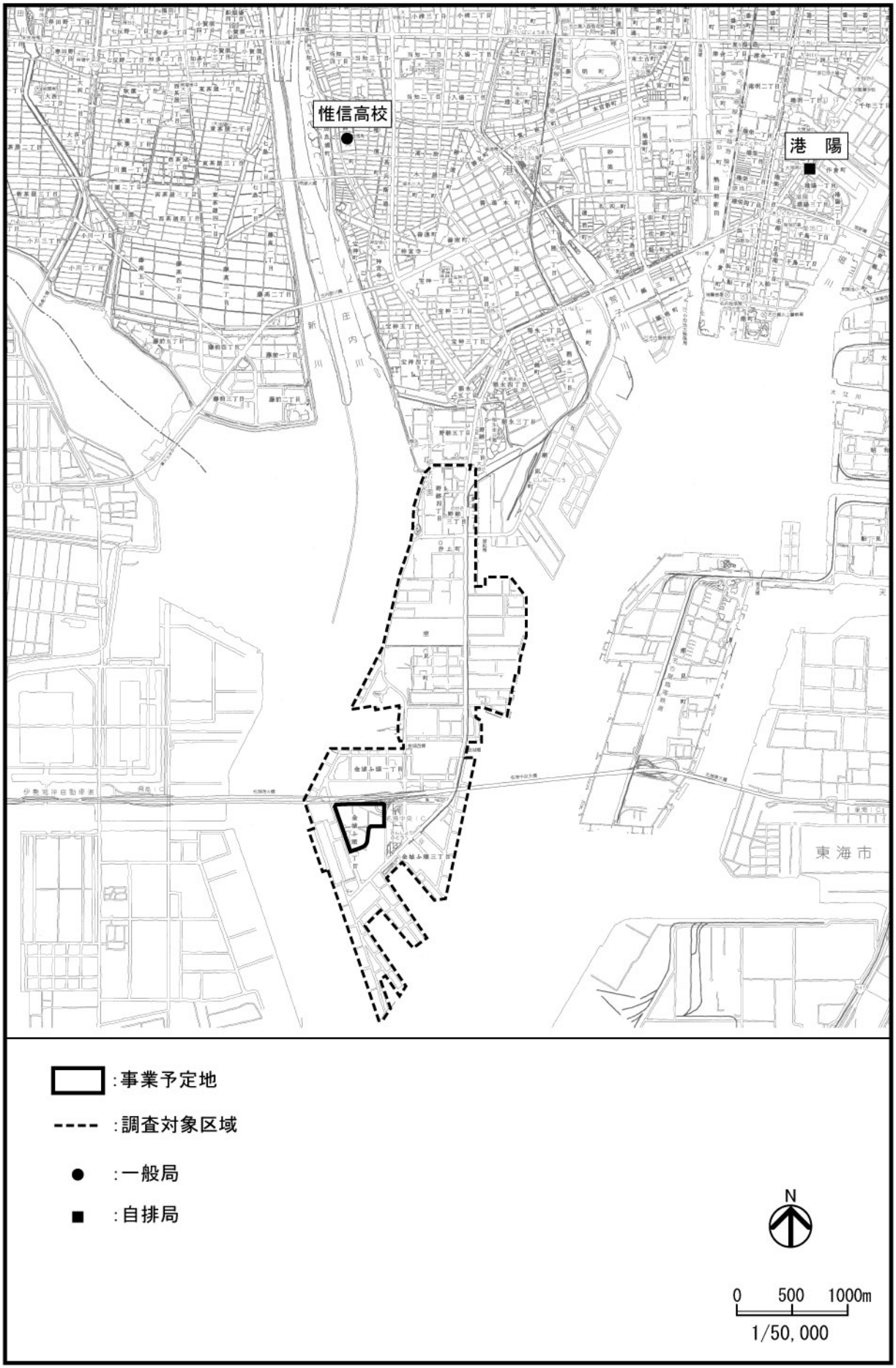

図 4-2-5　常監局位置図

ア　二酸化硫黄

二酸化硫黄は、市内 5 局（一般局 4 局、自排局 1 局）で測定が行われている。平成 22 年度における測定結果では、全測定局で環境基準を達成している。

イ　二酸化窒素

二酸化窒素の平成 22 年度における測定結果は、表 4-2-4 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-2-4　二酸化窒素測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成
			日平均値が0.06ppm を超えた日数とその割合				
		(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
惟信高校	平成22年度	0.018	0	0.0	0.075	0.037	○
港　　陽		0.021	0	0.0	0.076	0.040	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。
2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

ウ　一酸化炭素

一酸化炭素は、市内 2 局（一般局 1 局、自排局 1 局）で測定が行われている。平成 22 年度における測定結果では、全測定局で環境基準を達成している。

エ　浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 22 年度における測定結果は、表 4-2-5 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-2-5　浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成
			1時間値が0.20 mg/m^{3}を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m^{3}を超えた日数とその割合				
		(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	
惟信高校	平成22年度	0.022	0	0.0	0	0.0	0.126	0.054	○
港　　陽		0.020	0	0.0	0	0.0	0.110	0.051	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。」である。
2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m^{3}以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

オ　光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 22 年度における測定結果は、表 4-2-6 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 4-2-6　光化学オキシダント測定結果

測定局	測定年度	昼間の1時間値の年平均値	環境基準との対比		昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成
			昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合			
		(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	
惟信高校	平成22年度	0.034	538	9.9	0.130	×
港　陽		0.029	304	5.7	0.105	×

注)1:環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。
2:評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし5時～20時の昼間時間帯について評価する。」である。

カ　ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの港区（港陽）における平成 22 年度の年平均値は、ベンゼンが 0.97μg/m^3、トリクロロエチレンが 1.8μg/m^3、テトラクロロエチレンが 0.41μg/m^3、ジクロロメタンが 2.3μg/m^{3}であり、環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

キ　ダイオキシン類

ダイオキシン類の港区（港陽）における平成 22 年度の年平均値は 0.032pg-TEQ/m^{3}であり、環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

ク　微小粒子状物質

微小粒子状物質の市内 3 地点（南区・北区・守山区）における平成 22 年度の年平均値は、15.2～21.0μg/m^{3}である。

なお、調査対象区域には、微小粒子状物質の測定地点はない。

③ 騒　音

ア　環境騒音

調査対象区域では環境騒音の調査は行われていない。

事業予定地に近い調査地点は、港区稲永五丁目及び港区潮凪町であり、平成 21 年度の調査結果は、表 4-2-7 に示すとおりである。等価騒音レベル（L_{Aeq}）は、稲永五丁目が昼間 49dB、夜間 44dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。港区潮凪町は昼間 63dB、夜間 56dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 4-2-6 に示すとおりであり、自動車騒音が 62.7%と最も多く、次いで工場騒音の 8.6%、建設騒音の 4.9%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 21 年度)」(名古屋市ホームページ)

表 4-2-7　環境騒音調査結果

単位:dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル		環境基準	
		昼　間	夜　間	昼　間	夜　間
港区稲永五丁目	第1種住居地域	49	44	55以下	45以下
港区潮凪町	工業地域	63	56	60以下	50以下

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

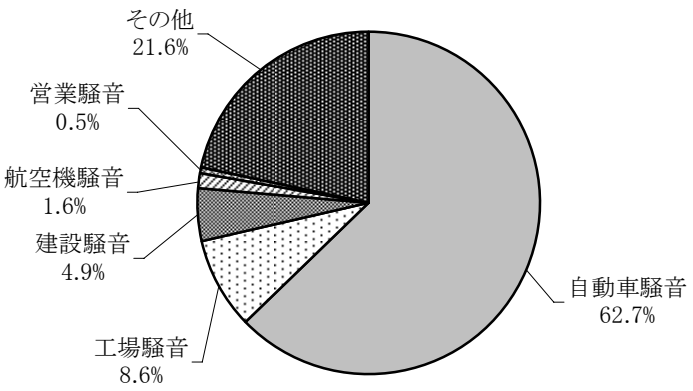

図 4-2-6　環境騒音の主な寄与音源

イ　道路交通騒音

調査対象区域では道路交通騒音の調査は行われていない。事業予定地に最も近い調査地点は港区野跡五丁目（市道金城埠頭線）であり、平成 20 年度の調査結果は、表 4-2-8 に示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル（L_{Aeq}）は 68dB、夜間は 64dB である。

また、調査対象区域における平成 20 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は表 4-2-9 に示すとおりである。これによると、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、100％である。

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 19 年度・平成 20 年度）」
（名古屋市ホームページ）

表 4-2-8　道路交通騒音調査結果

路線名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq})(dB)		交通量(台)		大型車混入率
		昼間	夜間	小型車	大型車	
市道金城埠頭線	港区野跡五丁目	68	64	88	78	47%

注)1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。
2:交通量は、昼間10分間における台数である。

表 4-2-9　道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

評価対象路線名	測定区間の住所		評価対象住居等(戸)	面的評価結果				
	始点	終点		達成戸数(昼夜間)	達成戸数(昼間)	達成戸数(夜間)	非達成戸数(昼夜間)	達成率(昼夜間)
市道金城埠頭線	港区 稲永五丁目	港区 野跡三丁目	1,601	1,601	0	0	0	100%

注)面的評価結果は以下のとおりである。
・達成戸数(昼夜間)　:昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
・達成戸数(昼間)　:昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
・達成戸数(夜間)　:夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
・非達成戸数(昼夜間):昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

④　振　動

調査対象区域では道路交通振動の調査は行われていない。事業予定地に最も近い調査地点は港区野跡五丁目（市道金城埠頭線）であり、平成 20 年度の調査結果は、表 4-2-10 に示すとおりである。これによると、振動レベル（L_{10}）は 53dB である。

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 19 年度・平成 20 年度）」
（名古屋市ホームページ）

表 4-2-10　道路交通振動調査結果

路線名	測定地点の住所	振動レベル(L_{10})(dB)	交通量(台)		大型車混入率
			小型車	大型車	
市道金城埠頭線	港区野跡五丁目	53	88	78	47%

注)1:振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。
2:交通量は、昼間10分間における台数である。

⑤ 悪　臭

平成 22 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 431 件あり、公害苦情処理件数総数 1,833 件の約 24%を占めている。また、港区では総数 157 件のうち 43 件(約 27%)が、悪臭に関する苦情処理件数である。

出典)「平成 23 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市，平成 23 年)

⑥ 温室効果ガス等

名古屋市における平成 20 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 4-2-7 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 30.8%、次いで業務の 25.3%、産業の 22.4%、家庭の 19.2%の順となっており、これら部門の合計で 97.7%を占めている。

また、調査対象区域では、二酸化炭素及びフロンは測定していない。二酸化炭素については市内 2 局（農業センター（天白区）及び科学館（中区）(平成 19 年 1 月から))、フロンについても 2 局（環境科学研究所（南区）及び愛知カンツリー倶楽部（名東区））で測定しており、これらの測定局における測定結果は、図 4-2-8 及び図 4-2-9 に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、農業センターでは増加傾向にある。フロンについては、平成 5 年度まで減少傾向にあり、平成 6 年度以降は横ばいである。なお、平成 16 年度以降、フロンの測定は実施されていない。

出典)「温室効果ガス排出量の調査結果」(名古屋市ホームページ)
「平成 22 年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ホームページ)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市，平成 17 年)

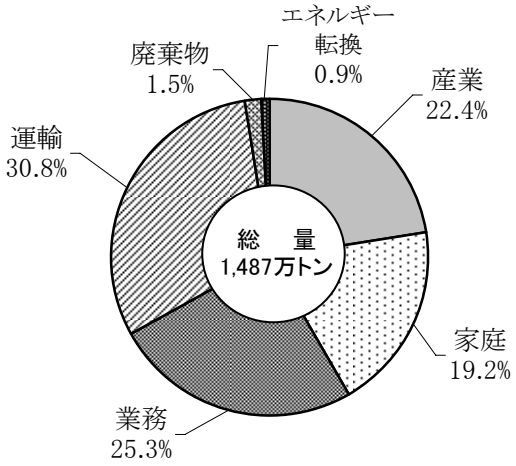

図 4-2-7　部門別二酸化炭素排出量

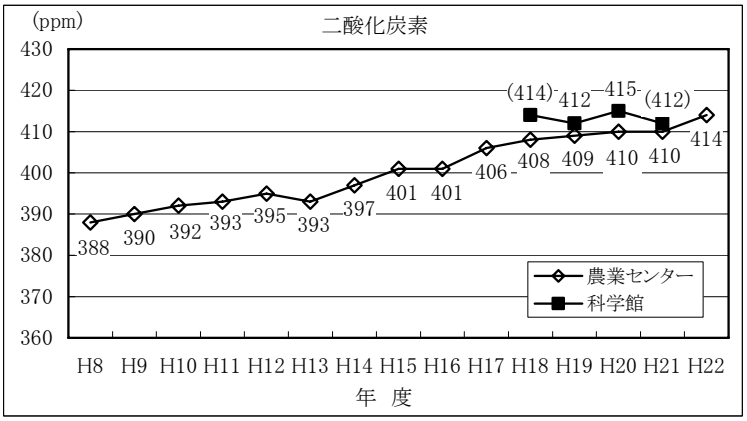

注）科学館は、H18年度途中より測定を開始し、H21年度途中より測定を中断しているため、H18年度及びH21年度は（ ）とした。

図 4-2-8　二酸化炭素年平均値の推移

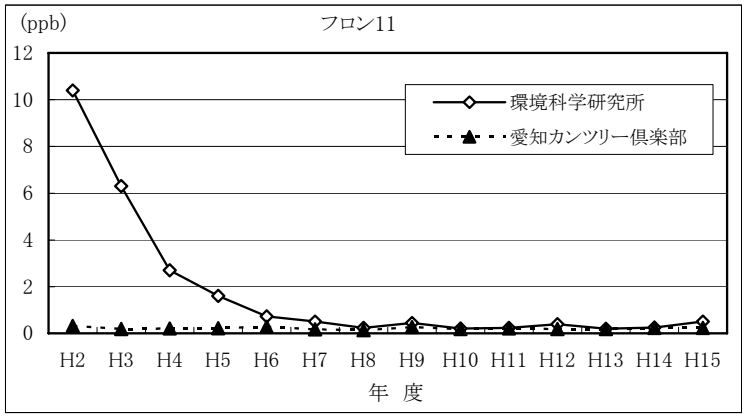

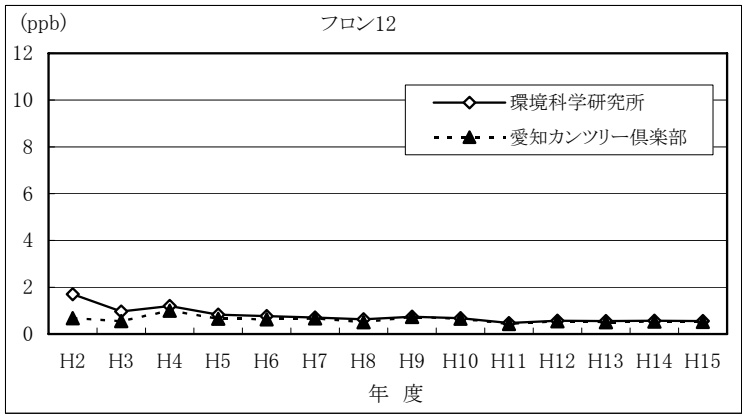

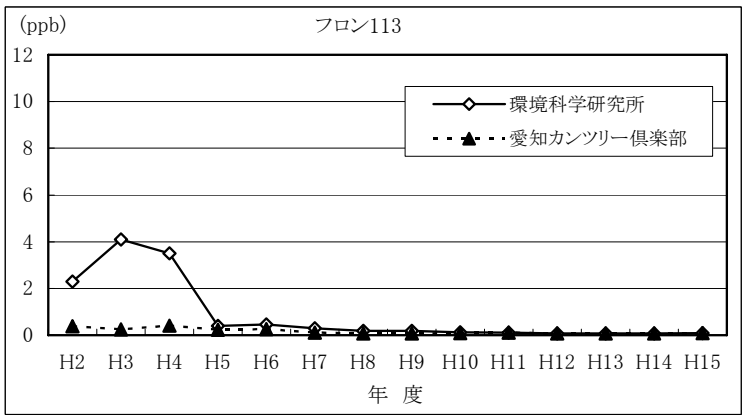

図 4-2-9　フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

① 動　物

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、人為的影響を強く受けた環境となっており、緑地等において、スズメやアブラゼミなど一般的に確認される種が生息する程度である。

② 植　物

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される植生は確認されていない。

出典)「第 2-5 回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

③ 生態系

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される生態系は確認されていない。

④ 緑　地

調査対象区域の大半における緑地は、公園等に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景　観

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

② 人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域の大半は、工業施設や供給・処理・運輸施設等が占める埋立地である。調査対象区域の北西部（事業予定地から北方向約 3km）には、休憩等に利用される稲永公園があるが、事業予定地及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場としての機能はない。

第５章　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

5-1　環境影響評価の項目

(1)　環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表 5-1-1 に示すとおりである。

表 5-1-1　影響要因の抽出

影響要因の区分		影響を及ぼす内容
	細　区　分	
工　事　中	現況施設の解体及び新施設の建設	粉じんの発生、工事排水の排出、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	掘削等の土工	工事排水の排出、汚染土壌の飛散等、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	新施設の存在	景観の変化、緑地等の出現
	新施設の供用	事業排水の排出、騒音の発生、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	新施設関連車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響

(2)　影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 5-1-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 5-1-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 5-1-3 に、選定しなかった理由は表 5-1-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、水質・底質、土壌、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性及び緑地等の計 10 項目である。

表 5-1-2　環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分 / 細区分 / 細区分	工事中				存在・供用時		
		現況施設の解体及び新施設の建設	掘削等の土工	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	新施設の存在	新施設の供用	新施設関連車両の走行
A　大気質	二酸化窒素	－	－	●	●	－	－	●
	浮遊粒子状物質	－	－	●	●	－	－	●
	粉じん	●	－	－	－	－	－	－
B　騒　音	建設作業騒音	－	－	●	－	－	－	－
	道路交通騒音	－	－	－	●	－	－	●
	施設騒音	－	－	－	－	－	●	－
C　振　動	建設作業振動	－	－	●	－	－	－	－
	道路交通振動	－	－	－	●	－	－	－
D　低周波音	－	－	－	－	－	－	－	－
E　悪　臭	－	－	－	－	－	－	－	－
F　水質・底質	水素イオン濃度	●	－	－	－	－	－	－
	浮遊物質量	－	●	－	－	－	－	－
	砒素	－	●	－	－	－	－	－
	ふっ素	－	●	－	－	－	－	－
	化学的酸素要求量	－	－	－	－	－	●	－
	全窒素	－	－	－	－	－	●	－
	全燐	－	－	－	－	－	●	－
G　地下水	－	－	－	－	－	－	－	－
H　地形・地質	－	－	－	－	－	－	－	－
I　地　盤	－	－	－	－	－	－	－	－
J　土　壌	砒素	－	●	－	－	－	－	－
	ふっ素	－	●	－	－	－	－	－
K　植　物	－	－	－	－	－	－	－	－
L　動　物	－	－	－	－	－	－	－	－
M　生態系	－	－	－	－	－	－	－	－
N　景　観	地域景観	－	－	－	－	●	－	－
O　人と自然との触れ合いの活動の場	－	－	－	－	－	－	－	－
P　文化財	－	－	－	－	－	－	－	－
Q　廃棄物等	廃棄物等	●	●	－	－	－	●	－
R　温室効果ガス等	温室効果ガス	●	－	●	●	－	●	●
	オゾン層破壊物質	●	－	－	－	－	－	－
S　風　害	－	－	－	－	－	－	－	－
T　日照阻害	－	－	－	－	－	－	－	－
U　電波障害	－	－	－	－	－	－	－	－
V　地域分断	－	－	－	－	－	－	－	－
W　安全性	交通安全	－	－	－	●	－	－	●
X　緑地等	緑地の状況	－	－	－	－	●	－	－

表 5-1-3　環境影響評価の項目として選定した理由

環境要素	時　期	選　定　理　由
A　大気質	工事中	・現況施設の解体に伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
	供用時	・新施設関連車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
B　騒　音	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
	供用時	・新施設関連車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・新施設の供用に伴い、アトラクション施設等から発生する騒音による影響が考えられる。
C　振　動	工事中	・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
F　水質・底質	工事中	・工事に伴い発生する濁水による公共用水域への影響が考えられる。
	供用時	・新施設の供用に伴い発生する汚水による公共用水域への影響が考えられる。
J　土　壌	工事中	・掘削等の土工に伴い、汚染土壌の飛散等の影響が考えられる。
N　景　観	存在時	・新施設の存在による地域景観の変化が考えられる。
Q　廃棄物等	工事中	・現況施設の解体、掘削等の土工及び新施設の建設に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・新施設の供用に伴い発生する事業系廃棄物による影響が考えられる。
R　温室効果ガス等	工事中	・新施設の建設、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・現況施設の解体によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
	供用時	・新施設の供用及び新施設関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
W　安全性	工事中	・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・新施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
X　緑地等	存在時	・新施設の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。

表 5-1-4　環境影響評価の項目として選定しなかった理由

環境要素	時　期	非　選　定　理　由
A　大気質	供用時	・集中熱源施設を設置しない。
C　振　動	供用時	・新施設関連車両は主に小型車であることから、この走行に伴う振動による影響は小さいと考えられる。 ・著しく振動を発生する施設を設置しない。
D　低周波音	工事中	・著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・著しく低周波音を発生する施設を設置しない。
E　悪　臭	工事中	・悪臭を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・厨芥ごみは分別収集し、適切な管理を行い悪臭の発生を防ぐ計画であることから、影響は小さいと考えられる。
G　地下水	工事中	・工事中の濁水は、沈砂槽及び必要に応じた水処理装置を経て既設の雨水排水管へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・供用時の汚水は、事業予定地内に設置した浄化槽を経て既設の雨水排水管へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
H　地形・地質	工事中 存在時	・事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。 ・大規模な掘削等の土工による土地の改変は行わない。
I　地　盤	工事中	・大規模な掘削等の土工は行わないことから、地下水位及び周辺地盤の変位は小さいと考えられる。
	存在時	・大規模な施設の設置は行わないことから、周辺地盤の変位は小さいと考えられる。
J　土　壌	供用時	・特定有害物質は使用せず、また、ダイオキシン類を排出する施設は設置しない。
K　植　物	工事中 存在・供用時	・事業予定地及びその周辺は埋立地であり、貴重種として保存すべき群落及び種等は存在しない。 ・事業予定地及びその周辺は、人間活動の影響を強く受けた地域であり、生息・生育する動植物は限られることから、本事業による影響は小さいと考えられる。
L　動　物		
M　生態系		
O　人と自然との触れ合いの活動の場	工事中 存在・供用時	・事業予定地及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。
P　文化財	工事中 存在時	・事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、本事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。 ・工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
S　風　害	存在時	・建築物は中低層であり、大規模な施設の設置は行わないことから、風害による影響は小さいと考えられる。
T　日照阻害	存在時	・建築物は中低層であり、大規模な施設の設置は行わないことから、日影による影響は小さいと考えられる。
U　電波障害	存在時	・建築物は中低層であり、大規模な施設の設置は行わないことから、テレビジョン放送電波障害等の影響は小さいと考えられる。
V　地域分断	工事中 存在時	・本事業は、特定の敷地内における開発であることから、周辺地域の再編成等は行わない。

5-2　調査予定期間

「方法書に対する市長の意見（方法意見書)」の送付日から２ヶ月

5-3　調査及び予測の手法

(1)　大気質

［調　査］

既存資料調査	大気質	調査目的	事業予定地周辺の現況大気質濃度の把握 予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握
		調査事項	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度
		調査方法	大気汚染常時監視測定局データの整理
	気　象	調査目的	事業予定地周辺の現況気象概況の把握 大気汚染物質の拡散計算に用いる気象条件の把握
		調査事項	風向、風速、日射量及び雲量
		調査方法	大気汚染常時監視測定局データの整理 名古屋地方気象台データの整理
現地調査	交通量	調査目的	事業予定地周辺における交通量の現況把握
		調査事項	自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）
		調査方法	数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする。
		調査場所	工事関係車両及び新施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の5地点で行う。（図5-3-1参照）
		調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日（24時間）で行う。

［予　測］

工事中	現況施設の解体	予測事項	解体工事による粉じん
		予測項目	粉じんの発生及び飛散
		予測条件	気象条件
		予測方法	ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	解体工事中
	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による大気汚染物質濃度
		予測項目	二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値） 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値）
		予測条件	気象条件 建設機械の種類別大気汚染物質排出量 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	1期区域及び2期区域において、建設機械の稼働による大気汚染物質排出量がそれぞれ最大となる時期
	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値） 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値）
		予測条件	気象条件 自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度 排出源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	1期区域及び2期区域において、工事関係車両による大気汚染物質排出量がそれぞれ最大となる時期

供用時	新施設関連車両の走行	予測事項	新施設関連車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値） 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値）
		予測条件	気象条件 自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度 排出源条件（走行ルート別新施設関連車両台数、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	新施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける新施設の供用時

(2) 騒　音

［調　査］

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の騒音の概況把握
	調査事項	環境騒音、道路交通騒音
	調査方法	「名古屋市の騒音　環境騒音編（平成21年度）」（名古屋市，平成22年）の整理 「名古屋市の騒音　自動車騒音・振動編（平成19年度・平成20年度）」（名古屋市，平成21年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺における騒音の現況把握
	調査事項	環境騒音（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 道路交通騒音（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）
	調査方法	環境騒音、道路交通騒音は、「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に定める方法 自動車交通量は、数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする。
	調査場所	環境騒音は、事業予定地周辺の1地点で行う。（図5-3-1参照） 道路交通騒音及び自動車交通量は、工事関係車両及び新施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の5地点で行う。（図5-3-1参照）
	調査時期	環境騒音は、1年を通して平均的な日と考えられる平日1日のうち、昼間（6～22時）の16時間で行う。 道路交通騒音及び自動車交通量は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日のうち、昼間（6～22時）の16時間で行う。

［予　測］

工事中	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による騒音レベル
		予測項目	建設工事騒音（時間率騒音レベル（L_{A5}））
		予測条件	建設機械の種類別周波数別パワーレベル 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 地表面状況 騒音対策の方法
		予測方法	「日本音響学会 建設工事騒音予測“ASJ CN-Model 2007”」に基づく予測（機械別予測）
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	1期区域及び2期区域における解体工事並びに建設工事において、騒音の影響がそれぞれ最も大きくなると予想される時期
	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による騒音レベル
		予測項目	道路交通騒音（等価騒音レベル（L_{Aeq}））
		予測条件	工事関係車両の走行ルート 音源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	「日本音響学会　道路騒音予測法“ASJ RTN-Model 2008”」に基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	1期区域及び2期区域において、工事関係車両の走行による騒音の影響がそれぞれ最大となる時期
供用時	新施設の供用	予測事項	施設の供用による騒音レベル
		予測項目	施設騒音（時間率騒音レベル（L_{A5}））
		予測条件	アトラクション施設等の種類別パワーレベル アトラクション施設等の種類別稼働台数 アトラクション施設等の配置 地表面状況 騒音対策の方法
		予測方法	距離減衰式に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける新施設の供用時
	新施設関連車両の走行	予測事項	新施設関連車両の走行による騒音レベル
		予測項目	道路交通騒音（等価騒音レベル（L_{Aeq}））
		予測条件	新施設関連車両の走行ルート 音源条件（走行ルート別新施設関連車両台数、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	「日本音響学会　道路騒音予測法“ASJ RTN-Model 2008”」に基づく予測
		予測場所	新施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける新施設の供用時

(3) 振　動

［調　査］

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の概況把握
	調査事項	道路交通振動
	調査方法	「名古屋市の騒音　自動車騒音・振動編（平成19年度・平成20年度）」（名古屋市，平成21年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の現況把握
	調査事項	環境振動（時間率振動レベル（L_{10}）） 道路交通振動（時間率振動レベル（L_{10}）） 地盤卓越振動数
	調査方法	環境振動については「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）」、道路交通振動については「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法 地盤卓越振動数は、1/3オクターブバンド実時間分析器を用いた周波数分析による方法
	調査場所	環境振動は、事業予定地周辺の1地点で行う。（図5-3-1参照） 道路交通振動及び地盤卓越振動数は、工事関係車両及び新施設関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の5地点で行う。（図5-3-1参照）
	調査時期	環境振動は、1年を通して平均的な日と考えられる平日1日のうち、6～22時の16時間で行う。 道路交通振動は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日のうち、6～22時の16時間で行う。

［予　測］

工事中	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による振動レベル
		予測項目	建設工事振動（時間率振動レベル（L_{10}））
		予測条件	建設機械の種類別基準点振動レベル 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 地盤特性
		予測方法	振動伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	1期区域及び2期区域における解体工事並びに建設工事において、振動の影響がそれぞれ最も大きくなると予想される時期
	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による振動レベル
		予測項目	道路交通振動（時間率振動レベル（L_{10}））
		予測条件	工事関係車両の走行ルート 振動発生源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 地盤特性 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	1期区域及び2期区域において、工事関係車両の走行による振動の影響がそれぞれ最大となる時期

(4)　水質・底質

［調　査］

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の公共用水域の水質の現況把握
	調査事項	事業予定地周辺の公共用水域の水質の現況
	調査方法	「平成22年度　公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市，平成23年）の整理 「平成22年度　公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県，平成23年）の整理

［予　測］

工事中	現況施設の解体及び新施設の建設・掘削等の土工	予測事項	工事中に発生する水質汚濁物質の排出量及び濃度
		予測項目	水素イオン濃度、浮遊物質量、砒素及びふっ素
		予測条件	計画排水量、排出負荷量等
		予測方法	工事計画、負荷量からの推計
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける工事期間中
供用時	新施設の供用	予測事項	新施設の供用に伴い発生する水質汚濁物質の排出量及び濃度
		予測項目	化学的酸素要求量、全窒素及び全燐
		予測条件	計画排水量、排出負荷量等
		予測方法	事業計画、負荷量からの推計もしくは数理モデル
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける新施設の供用時

(5)　土　壌

［調　査］

既存資料調査	調査目的	事業予定地内の土壌汚染の概況把握
	調査事項	事業予定地内の土壌汚染の状況
	調査方法	名古屋市が行った国際展示場における土壌調査資料の整理 （第４章 4-2（1）③「土壌汚染」（p. 49）参照）

［予　測］

工事中	掘削等の土工	予測事項	掘削等の土工による土壌汚染の影響
		予測項目	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
		予測条件	掘削位置及び深度、掘削方法、処理方法
		予測方法	工事計画、類似事例等に基づく予測
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける工事期間中

(6) 景　観

［調　査］

現地調査	調査目的	事業予定地周辺の景観の現況把握
	調査事項	地域景観の特性 主要眺望点からの景観
	調査方法	現地踏査及び主要眺望点からの写真撮影
	調査場所	事業予定地及びその周辺 写真撮影は、不特定多数の人が利用する主な場所として、2地点で行う。（図5-3-2参照）

［予　測］

存在時	新施設の存在	予測事項	新施設による景観の変化
		予測項目	主要な眺望地点から事業予定地を眺望した景観
		予測条件	地域景観の現況 新施設の形状 事業予定地周辺の開発計画　等
		予測方法	フォトモンタージュによる景観の予測
		予測場所	現地調査地点の2地点
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける新施設の存在時

(7) 廃棄物等

［予　測］

工事中	現況施設の解体及び新施設の建設・掘削等の土工	予測事項	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	建設系廃棄物（建設廃材、掘削残土等）の種類及び発生量
		予測条件	工事計画（掘削体積、新施設の床面積　等） 現況施設（駐車場、建築物等）の延べ面積及び構造 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び工事計画から発生量並びに再資源化量を推計
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける工事期間中
供用時	新施設の供用	予測事項	新施設の供用に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	事業系廃棄物の種類及び発生量
		予測条件	事業計画 新施設の用途別床面積 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び事業計画から発生量並びに再資源化量を推計
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける新施設の供用時

(8) 温室効果ガス等

［調　査］

現地調査	調査目的	現況施設におけるオゾン層破壊物質量の把握
	調査事項	オゾン層破壊物質の使用状況及び量
	調査方法	聞き取り調査による確認
	調査場所	事業予定地内

［予　測］

工事中	現況施設の解体	予測事項	オゾン層破壊物質の処理
		予測項目	現況施設の解体に伴い発生するオゾン層破壊物質の処理方法
		予測条件	現況施設における使用状況、工事計画等
		予測方法	工事計画、類似事例等に基づく予測
		予測時期	解体工事中
	現況施設の解体及び新施設の建設・建設機械の稼働・工事関係車両の走行	予測事項	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
		予測条件	・工事計画 ［建設機械の稼働］ ・建設機械の種類別稼働台数 ・建設機械の種類別燃料消費量または電力消費量 ・燃料原単位または電力原単位 ［建設資材の使用］ ・建設資材の使用量 ・資材の種類別排出量原単位 ［建設資材の運搬］ ・工事関係車両台数 ・車種別燃料種別走行量 ・車種別燃料消費原単位 ［廃棄物の発生］ ・建設系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・建設系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数
		予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける工事期間中

供用時	新施設の供用・新施設関連車両の走行	予測事項	新施設の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	新施設の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
		予測条件	・事業計画 [施設の存在・供用] ・エネルギー種類別年間消費量 ・エネルギー種類別原単位 [自動車交通の集中・発生] ・新施設関連車両台数 ・車種別燃料種別走行量 ・車種別燃料消費原単位 [廃棄物の発生] ・事業系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・事業系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数 [緑化・植栽による二酸化炭素吸収・固定量] ・新たな植栽による総葉面積 ・植栽樹種別年間二酸化炭素吸収量
		予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおいて、施設等が通常の状態で稼働する時期

(9) 安全性

［調　査］

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の概況把握
	調査事項	交通量の状況 交通事故の発生状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・「平成22年度　名古屋市一般交通量概況」（名古屋市，平成24年） ・「平成23年中　名古屋市内の交通事故」（名古屋市，平成24年） ・「愛知の交通事故　平成23年版」（愛知県警察本部，平成24年） ・名古屋市が行った金城ふ頭における交通量調査資料 （第４章 4-1（4）②「道路交通の状況」（p.32）参照）
	調査場所	事業予定地周辺
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の現況把握
	調査事項	通学路の指定状況 歩行者及び自転車交通量 交通安全施設、交通規制の状況
	調査方法	通学路の指定状況は、聞き取りにより調査を行う。 歩行者及び自転車交通量は、数取器を用いて測定する。 交通安全施設、交通規制の状況は、現地踏査により調査を行う。
	調査場所	通学路の指定状況及び交通安全施設、交通規制の状況は、調査対象区域内で行う。 歩行者及び自転車交通量は、事業予定地周辺の3地点で行う。（図5-3-2参照）
	調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日のうち、6～22時の16時間で行う。

［予　測］

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯
		予測条件	工事関係車両の走行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況 事業予定地周辺の開発計画　等
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	1期区域及び2期区域において、工事関係車両台数がそれぞれ最大となる時期
供用時	新施設関連車両の走行	予測事項	新施設関連車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 事業予定地車両出入口における歩行者及び自転車との交錯
		予測条件	新施設関連車両の走行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況 事業予定地周辺の開発計画　等
		予測方法	事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	1期区域及び2期区域それぞれにおける新施設の供用時

(10)　緑地等

［調　査］

現地調査	調査目的	事業予定地内における緑地の現況把握
	調査事項	緑地の状況
	調査方法	現地踏査
	調査場所	事業予定地内

［予　測］

存在時	新施設の存在	予測事項	事業の実施に伴い新設する緑地等の状況
		予測項目	新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率
		予測条件	緑化計画
		予測方法	事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	新施設の存在時（緑化）

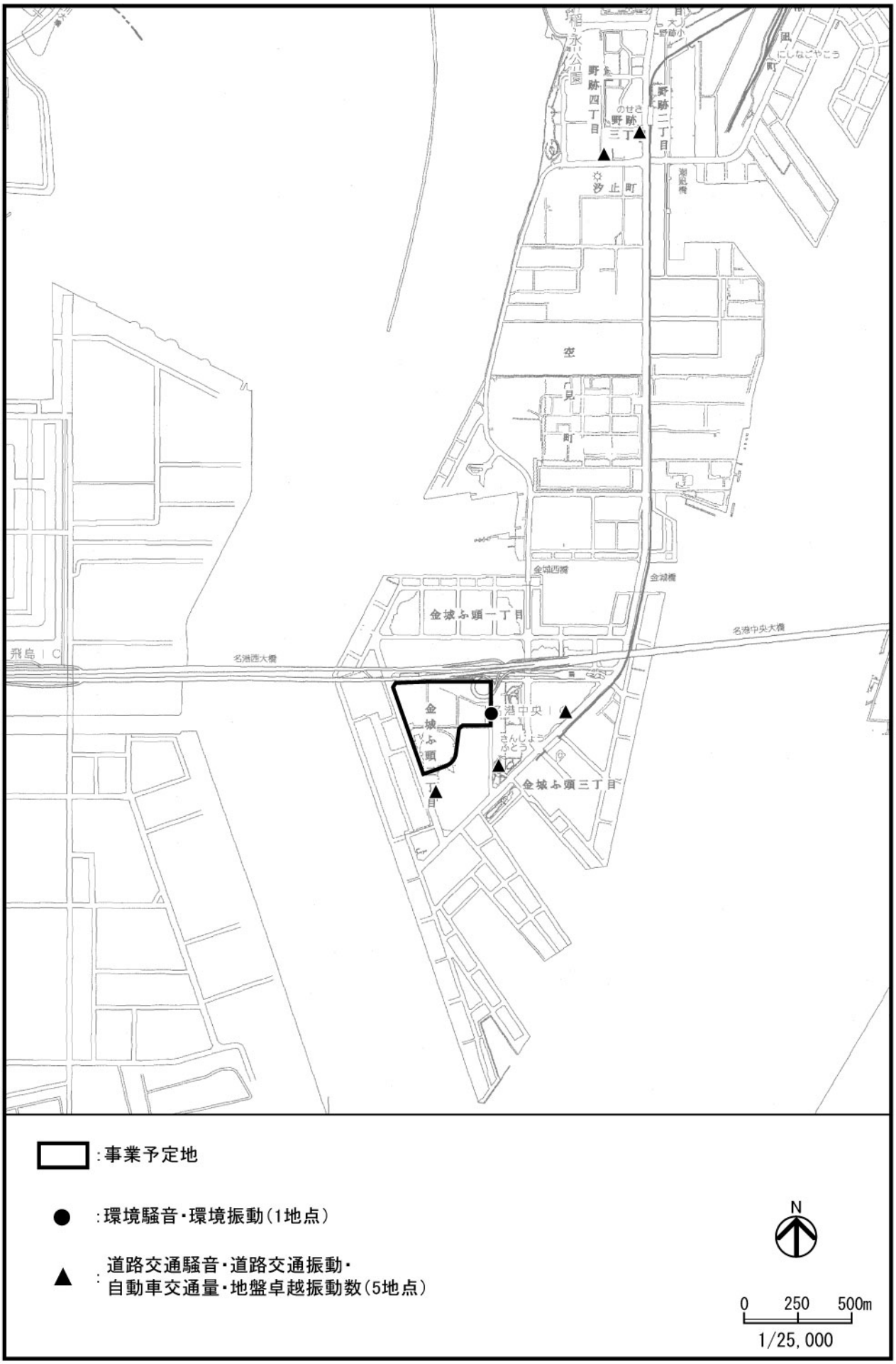

図 5-3-1　現地調査地点図（大気質・騒音・振動）

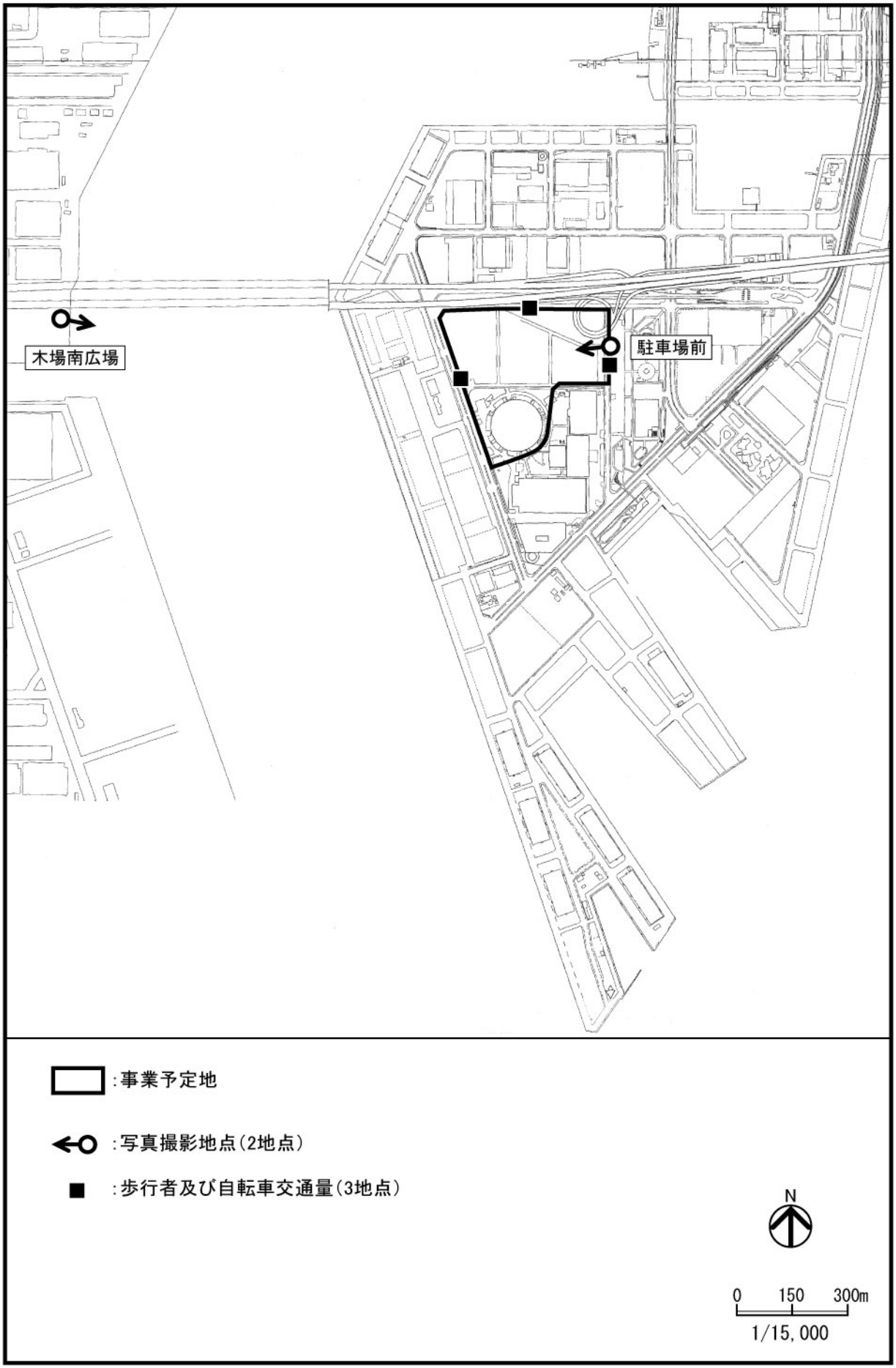

図 5-3-2　現地調査地点図（景観・安全性）

第６章　評価の手法

6-1　環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境の保全のための措置を検討する。

(1)　事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減する。

(2)　国、愛知県または名古屋市による基準または目標の達成に努める。

6-2　評価の手法

調査、予測及び 6-1 で行った環境の保全のための措置の検討結果を踏まえ、次に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

(1)　事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境の保全のための措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質、騒音、振動、水質・底質、土壌、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性、緑地等

(2)　環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質、騒音、振動、水質・底質、緑地等

(3)　(1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

環境要素	調　査　事　項	データ収集		予　測　事　項	予　測　方　法	本　文 対照頁
		既存資料	現地調査			
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度 風向、風速、日射量及び雲量 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）	○	○	解体工事による粉じん	ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測	p.65～67
				建設機械の稼働による大気汚染物質濃度	大気拡散モデルに基づく予測	
				工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度		
				新施設関連車両の走行による大気汚染物質濃度		
騒　音	環境騒音（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 道路交通騒音（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）	○	○	建設機械の稼働による騒音レベル	「日本音響学会 建設工事騒音予測“ASJ CN-Model 2007”」に基づく予測（機械別予測）	p.67,68
				工事関係車両の走行による騒音レベル	「日本音響学会 道路騒音予測法“ASJ RTN-Model 2008”」に基づく予測	
				施設の供用による騒音レベル	距離減衰式に基づく予測	
				新施設関連車両の走行による騒音レベル	「日本音響学会 道路騒音予測法“ASJ RTN-Model 2008”」に基づく予測	
振　動	環境振動（時間率振動レベル（L_{10}）） 道路交通振動 （時間率振動レベル（L_{10}）） 地盤卓越振動数	○	○	建設機械の稼働による振動レベル	振動伝搬理論式に基づく予測	p.69,70
				工事関係車両の走行による振動レベル	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測	
水質・底質	事業予定地周辺の公共用水域の水質の現況	○	－	工事中に発生する水質汚濁物質の排出量及び濃度	工事計画、負荷量からの推計	p.70,71
				新施設の供用に伴い発生する水質汚濁物質の排出量及び濃度	事業計画、負荷量からの推計もしくは数理モデル	
土　壌	事業予定地内の土壌汚染の概況把握	○	－	掘削等の土工による土壌汚染の影響	工事計画、類似事例に基づく予測	p.71
景　観	地域景観の特性 主要眺望点からの景観	－	○	新施設による景観の変化	フォトモンタージュによる景観の予測	p.72
廃棄物等	－	－	－	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量	発生原単位及び工事計画から発生量並びに再資源化量を推計	p.72
				新施設の供用に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量	発生原単位及び事業計画から発生量並びに再資源化量を推計	
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質量の使用状況及び量	－	○	オゾン層破壊物質の処理	工事計画、類似事例等に基づく予測	p.73,74
				工事に伴い発生する温室効果ガス発生量	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計	
				新施設の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計	
安全性	交通量の状況 交通事故の発生状況 通学路の指定状況 交通安全施設、交通規制の状況	○	○	工事関係車両の走行による交通安全への影響	工事計画に基づく予測	p.75,76
				新施設関連車両の走行による交通安全への影響	事業計画に基づく予測	
緑地等	緑地の状況	－	○	事業の実施に伴い新設する緑地等の状況	事業計画に基づく予測	p.76

資　　料　　編

資料－１　LEGOLAND JAPAN イメージ写真

［本編 p.4 参照］

LEGOLAND JAPAN の類似施設として、LEGOLAND の海外事例（写真）を図－１に示す。
LEGOLAND JAPAN についても、同等の施設とする予定である。

出入口		出入口ゲート (Front Gate Entry Feature)
商業		ショッピング (The Big Shop)
飲食		レストラン (Market Restaurant)
シアター		映像館 (4D Theater)

図－１(1)　LEGOLAND 海外事例写真

アトラクション		ミニランド(港) (Miniland Examples:Harbor)
		ボートスクール (Boating School)
		テクニックコースター (Technic Coaster)
		タワー (Heege Towers)

図－１(2)　LEGOLAND 海外事例写真

資料－２　大気汚染に係る環境基準等

［本編 p.37 参照］

【環境基準】

(1)　大気汚染に係る環境基準

（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）

物　　質	環　境　基　準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

(2)　有害大気汚染物質に係る環境基準

（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

物　　質	環　境　基　準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。

(3)　微小粒子状物質に係る環境基準

（平成 21 年環境省告示第 33 号）

物　　質	環　境　基　準
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

注）環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

（平成 17 年名古屋市告示第 402 号）

物　質　名	二酸化窒素 (NO_2)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ	ベンゼン
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年平均値が 3μg/m^3 以下であること。
地　　域	名古屋市の全域			

資料－３　騒音に係る環境基準

［本編 p.37 参照］

【騒音に係る環境基準】

（平成 10 年環境庁告示第 64 号）
（平成 11 年愛知県告示第 261 号）

地域の類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準値	昼　間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下
	夜　間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下
備　考		地域の類型 AA ：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A ：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B ：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	昼　間	70 デシベル以下
	夜　間	65 デシベル以下
備　考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

資料－４　水質汚濁に係る環境基準等

［本編 p.37 参照］

【人の健康の保護に関する環境基準】

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒　素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

備考　1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

【生活環境の保全に関する環境基準】

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

・海　域

（ｉ）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	n－ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産１級、水浴、自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ 以下	検出されないこと。
B	水産２級、工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	－	－
備考	１水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100 mℓ 以下とする。 ２省略					

注)1:自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2:水　産　1　級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用

水　産　2　級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3:環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（ⅱ）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素（TN）	全燐（TP）
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/ℓ　以下	0.02mg/ℓ　以下
Ⅱ	水産１種 水浴及びⅢ以下の欄の掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ　以下	0.09mg/ℓ 以下
備考	１基準値は、年間平均値とする。 ２水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

注)1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2:水　産　1　種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水　産　2　種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水　産　3　種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3:生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

備考　1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

（平成 17 年名古屋市告示第 402 号）

(1)　水の安全性に関する項目（全市域）

項　　目	目　　標　　値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

注)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2)　水質汚濁に関する項目

区　分		海　域	
		☆☆	☆
親水イメージ		水際での遊びが楽しめる	海辺の散歩が楽しめる
水質目標値	水素イオン濃度（pH）	7.8以上 8.3以下	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	－	－
	化学的酸素要求量（COD）	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下
	浮遊物質量（SS）	5mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下
	溶存酸素量（DO）	5mg/ℓ 以上	
	ふん便性大腸菌群数	－	－
	全窒素	1mg/ℓ 以下	
	全燐	0.09mg/ℓ 以下	
親しみやすい指数	透視度	70㎝以上	
	水のにおい	不快でないこと。	
	水の色	赤潮・苦潮等の異常な着色のないこと。	
	水量	－	－
	ごみ	ごみのないこと。	
	生物指標	［海域］ クロダイ、マハゼ、シロギス、カレイ類、ヤドカリ類、アサリ ［干潟］ チゴガニ、アナジャコ、ヤマトシジミ	［海域］ ボラ、スズキ、イソギンチャク類、フジツボ類 ［干潟］ ニホンドロソコエビ、ゴカイ類

注)1:水質目標値は、日間平均値とする。
2:CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。
3:全窒素、全燐については、年間平均値とする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）】

（平成17年名古屋市告示第402号）

水域	区分	親水イメージ	地　域
海域	☆☆	水際で遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	海辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属しない海域

資料－５　土壌の汚染に係る環境基準

［本編 p.37 参照］

【土壌の汚染に係る環境基準】

（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

項　　目	環　境　上　の　条　件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01 ㎎以下であり、かつ、農用地においては、米 1 ㎏につき 0.4 ㎎未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01 ㎎以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05 ㎎以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01 ㎎以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 ㎏につき 15 ㎎未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005 ㎎以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 ㎏につき 125 ㎎未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02 ㎎以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002 ㎎以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004 ㎎以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02 ㎎以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04 ㎎以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 ㎎以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006 ㎎以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03 ㎎以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01 ㎎以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002 ㎎以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006 ㎎以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003 ㎎以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02 ㎎以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01 ㎎以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01 ㎎以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8 ㎎以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1 ㎎以下であること。

備考　1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１ℓにつき 0.01 ㎎、0.01 ㎎、0.05 ㎎、0.01 ㎎、0.0005 ㎎、0.01 ㎎、0.8 ㎎及び１㎎を超えていない場合には、それぞれ検液１ℓにつき 0.03 ㎎、0.03 ㎎、0.15 ㎎、0.03 ㎎、0.0015 ㎎、0.03 ㎎、2.4 ㎎及び 3 ㎎とする。

3　「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

資料－６　ダイオキシン類に係る環境基準

［本編 p.37 参照］

【ダイオキシン類に係る環境基準】

（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

媒　　体	基　　準　　値
大　気	0.6pg－TEQ/m^3 以下
水　質 （水底の底質を除く）	1pg－TEQ/ℓ 以下
水底の底質	150pg－TEQ/g 以下
土　壌	1,000pg－TEQ/g 以下

備　考

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg－TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

資料－７　騒音に係る規制

［本編 p.37 参照］

【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

（名古屋市環境保全条例施行細則）

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼　間 8 時～19 時	朝・夕 6 時～8 時 19 時～22 時	夜　間 22 時～ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45	40	40
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

（騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号）
（名古屋市環境保全条例施行細則）

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市 環境保全条例
1　くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2　びょう打機を使用する作業	○	○
3　さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50ｍを超えない作業に限る。）	○	○
4　空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5　コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45ｍ^{3}以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6　バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
7　トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
8　ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
9　鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10　コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11　コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50ｍを超えない作業に限る。）		○
12　ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあっては原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		○
13　ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準　昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）
（名古屋市環境保全条例施行細則）

規制の種別	地域の区分	基　　準　　等
基準値	①②③	85dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注)1：基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
2：基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を＊欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
3：地域の区分
①地域：ア　第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
イ　工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80ｍの区域
②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

（騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成 12 年総理府令第 15 号）
（騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音
の限度を定める総理府令による区域の区分　平成 12 年名古屋市告示第 191 号）

単位：dB

区域の区分	昼　間	夜　間
	6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注)1：区域の区分

a 区域：第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域

2：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mの範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）

②一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

資料－８　振動に係る規制

［本編 p. 38 参照］

【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

（名古屋市環境保全条例施行細則）

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼　　間 7 時～20 時	夜　　間 20 時～翌日 7 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	60	55
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

（振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号）
（振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号）
（名古屋市環境保全条例施行細則）

特定建設作業の種類	振動規制法	名古屋市環境保全条例
1　くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2　鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3　舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50ｍを超えない作業に限る。）	○	○
4　ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50ｍを超えない作業に限る。）	○	○

規制の種別	地域の区分	基　　準　　等
基準値	①②③	75dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注)1:基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
2:基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を＊欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
3:地域の区分
①地域:ア　第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
イ　工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80ｍの区域
②地域:工業地域（①地域のイの区域を除く。）
③地域:工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

（振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号）
（振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定
昭和 61 年名古屋市告示第 113 号）

単位：dB

区域の区分	該当地域	昼　間	夜　間
		7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

資料－９　地盤に係る規制

［本編 p.38 参照］

【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例)】

（愛知県生活環境保全条例施行規則）
（名古屋市環境保全条例施行細則）

ストレーナーの位置	地表面下 10m以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19 ㎝ ^{2}以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW 以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による総揚水量	350m^3/日以下であること。

【地下水揚水規制（名古屋市環境保全条例)】

（名古屋市環境保全条例施行細則）

揚水設備	井戸設備
ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm^{2}を超える場合	ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm^{2}以下の場合
地下水の採取許可に係る許可申請が必要	井戸設備設置に係る届出が必要

【地下水のゆう出を伴う掘削工事に係る届出（名古屋市環境保全条例)】

（名古屋市環境保全条例施行細則）

地下掘削工事
ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78 ㎝ ^{2}を超える場合
地下掘削工事施工に係る届出が必要

資料－10　緑化に係る規制

［本編 p. 39 参照］

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例　平成 17 年名古屋市条例第 39 号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第 23 条　都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）第 9 条ただし書に規定する緑化率（法第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

(1)　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 1 項の規定による建築物の建ぺい率（同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。）の最高限度（高層住居誘導地区(都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の 4 に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。）、高度利用地区(同項第 3 号に掲げる高度利用地区をいう。)又は都市再生特別地区（同項第 4 号の 2 に掲げる都市再生特別地区をいう。）の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。）が 10 分の 6 以下の区域内にあっては、300 平方メートル。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項又は第 4 項の規定により建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える建築物の敷地の区域にあっては、500 平方メートル。

(2)　建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える区域内にあっては、500 平方メートル。

（条例による緑化率の規制）

第 26 条　次の各号に掲げる建築物（敷地面積が 500 平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

(1)　建ぺい率の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物

(2)　建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物

2　都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

3　前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。

(1)　その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの

(2)　その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの

4　市長は、第1項又は第2項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。

5　第1項又は第2項の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

【緑のまちづくり条例施行細則（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例施行細則　平成17年名古屋市規則第158号）

（法第35条第2項の市町が定める建築物の緑化率の最低限度）

第19条の2　法第35条第2項の市長が定める建築物の緑化率の最低限度は、次表のとおりとする。

特定街区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第4号に掲げる特定街区をいう。）に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度	市長が定める建築物の緑化率の最低限度
10分の5以下の場合	10分の2
10分の5を超え、10分の6以下の場合	10分の1.5
10分の6を超え、10分の8以下の場合	10分の1

（政令第11条に規定する市長が定める数値）

第20条　政令第11条の規定する市長が定める数値は、次表のとおりとする。

1から建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の16第1項又は第136条第1項及び第2項の規定による空地の面積の敷地面積に対する割合を減じた数値	市長が定める数値
10分の5以下の場合	10分の2
10分の5を超え、10分の6以下の場合	10分の1.5
10分の6を超え、10分の8以下の場合	10分の1
10分の8を超える場合	10分の0.5

資料－11　事業予定地内の土壌調査について

［本編 p. 49 参照］

名古屋市が事業予定地内で行った土壌調査の概要は、次に示すとおりである。
なお、資料は、名古屋市より提供を受けた。

１．調査項目

調査項目は表－１に示すとおりである。

表－１　調査項目

分類	項目	分析方法
第１種特定有害物質（揮発性有機化合物）	四塩化炭素	土壌ガス調査 「土壌汚染対策法施行規則」第５条第２項第２号の規定に基づき、「環境大臣が定める土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法」（平成 15 年３月６日　環境省令第 16 号）による
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	ジクロロメタン	
	テトラクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	ベンゼン	
第２種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	土壌溶出量調査 「土壌汚染対策法施行規則」第５条第３項第４号の規定に基づき、「環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法」（平成 15 年３月６日　環境省令第 18 号）による 土壌含有量調査 「土壌汚染対策法施行規則」第５条第４項第２号の規定に基づき、「環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」（平成 15 年３月６日　環境省令第 19 号）による
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	水銀及びその化合物	
	セレン及びその化合物	
	鉛及びその化合物	
	砒素及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
	ほう素及びその化合物	
第３種特定有害物質（農薬等）	シマジン	土壌溶出量調査 「土壌汚染対策法施行規則」第５条第３項第４号の規定に基づき、「環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法」（平成 15 年３月６日　環境省令第 18 号）による
	チオベンカルブ	
	チウラム	
	ポリ塩化ビフェニル	
	有機りん化合物	

２．調査地点

調査地点は図－１に示すとおりである。

調査地点は、名古屋市国際展示場の第１展示館周辺から３地点を選定している。

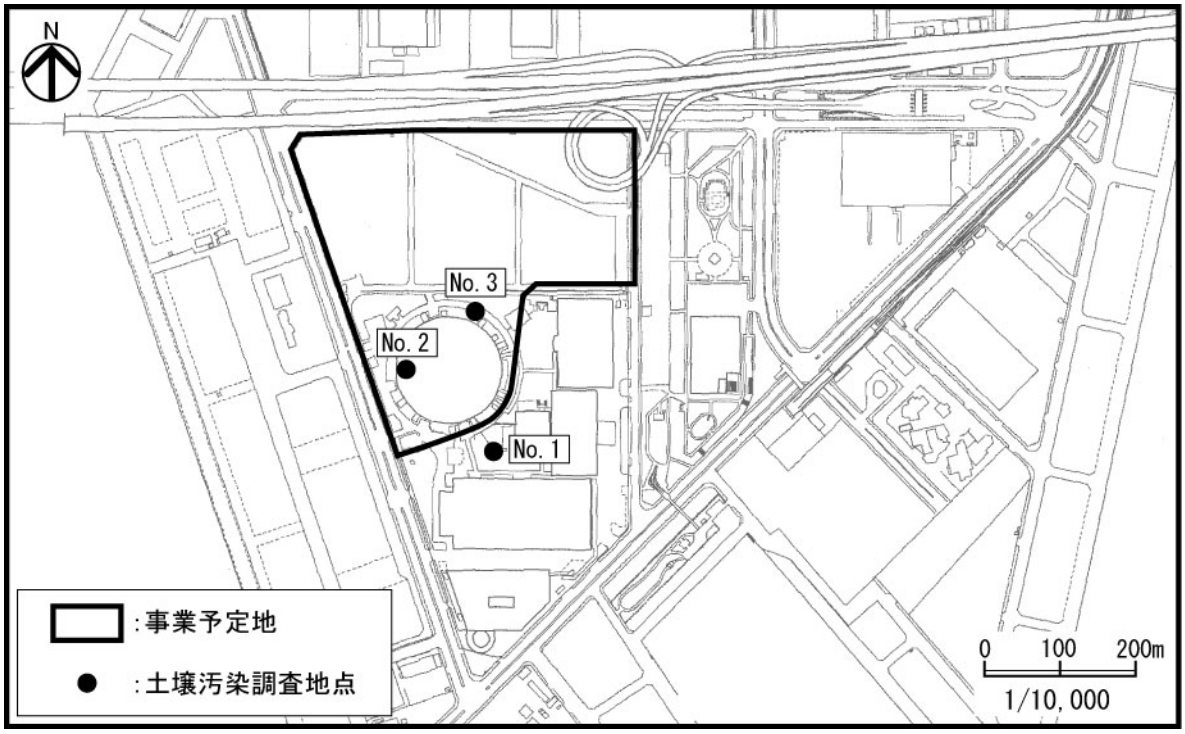

図－１　調査地点位置図

３．試料採取方法

土壌ガス採取は、ハンマードリル・ボーリングバーを用いてガス採取孔を掘削し、採取管と捕集バックによりガスを採取している。

土壌試料は、ボーリングマシンを用い、各調査地点において、0～5cm、5～50cm、1m～5mの７層より土壌を採取し混合している。

４．現地調査日

平成 20 年５月８日（木）

５．調査結果

(1) 第１種特定有害物質（土壌ガス調査）結果

全ての地点で、第１種特定有害物質の 11 項目は不検出（定量下限値未満）である。

(2) 第２種特定有害物質結果

土壌溶出量調査結果は表－２に示すとおりである。

土壌溶出量９項目のうち、砒素については３地点全てが、ふっ素については２地点が基準値を上回っている。また、ほう素については、全ての地点で検出されているものの、基準値を下回っている。その他の６項目については、全ての地点で不検出または定量下限値未満である。

表－２　土壌溶出量調査結果

単位：mg/ℓ

項目	調査地点			基準値[注)1]	定量下限値
	No.1	No.2	No.3		
カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.001
六価クロム化合物	<0.01	<0.01	<0.01	0.05	0.01
シアン化合物	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.1
水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.001
鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005
砒素及びその化合物	0.016	0.012	0.048	0.01	0.001
ふっ素及びその化合物	1.1	0.73	0.91	0.8	0.01
ほう素及びその化合物	0.3	0.2	0.1	1	0.05

注)1:基準値とは、土壌汚染対策法の第２種特定有害物質の土壌溶出量基準を示す。
　2:網掛けは、基準値を上回っていることを示す。

土壌含有量調査結果は表－３に示すとおりである。

土壌含有量９項目のうち、鉛及び砒素については、全ての地点で検出されているものの、基準値を下回っている。ふっ素及びほう素は、No.1 地点で検出されているものの、基準値を下回っている。No.2、No.3 地点では定量下限値未満である。

その他の５項目については、全ての地点で定量下限値未満である。

表－３　土壌含有量調査結果

単位：mg/kg

項目	調査地点			基準値[注)]	定量下限値
	No.1	No.2	No.3		
カドミウム及びその化合物	<1	<1	<1	150	<1
六価クロム化合物	<1	<1	<1	250	<1
シアン化合物	<5	<5	<5	50	<5
水銀及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	15	<0.05
セレン及びその化合物	<1	<1	<1	150	<1
鉛及びその化合物	10	9	9	150	5
砒素及びその化合物	1	1	50	150	1
ふっ素及びその化合物	54	<50	<50	4000	<50
ほう素及びその化合物	8	<5	<5	4000	<5

注）基準値とは、土壌汚染対策法の第２種特定有害物質の土壌含有量基準を示す。

(3) 第３種特定有害物質結果

全ての地点で、第３種特定有害物質の５項目は不検出または定量下限値未満である。

用　語　解　説

【用　語　解　説】

（あ　行）

アスベスト

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、「せきめん」や「いしわた」と呼ばれている。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において、所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和 50 年に原則禁止された。

影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、供用時の施設の存在など。

オクターブバンド

ドレミファソラシドの低いドから高いドまでの間を 1 オクターブという。1 オクターブ高い音は、周波数が倍の音に相当する。オクターブバンドとは、1 オクターブ分の周波数帯域のことを指す。音の分析の場合、区切りのいい 1,000Hz を基準にしてオクターブバンドを設定している。なお、1/3 オクターブバンドとは、1 オクターブバンドを 1/3 に分割した周波数帯域を示す。

オゾン層破壊物質

生物等にとって有害な波長領域の紫外線の大部分を吸収しているオゾン層を破壊する物質である。近年、大気中へ放出された特定物質が、オゾン層を著しく破壊し、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の地表への照射量を増大させることにより、人の健康及び生態系への悪影響をもたらすことなどに加え、大気中のオゾンの分布を変化させることにより、大気の温度分布を変化させ、気候への重大な影響をもたらすことが懸念されている。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（昭和 63 年法律第 53 号）では、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC)、臭化メチル、クロロフルオロカーボン（CFC)、その他 CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC)、ブロモクロロメタンが定められており、これらの物質の生産・輸出入の規制が順次進められ、HCFC を除き、日本では 2004 年末をもって生産等が全廃されている。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を“温室効果”という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

名古屋市は、地球温暖化等の環境問題に対処していくため、地球環境保全のための行動計画「なごやアジェンダ 21」を平成 8 年に策定し、その後、具体的な削減目標を掲げた「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 13 年に、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 18 年に策定した。

（か　行）

環境要素

影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、景観、安全性など。

環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

（さ　行）

時間率振動（騒音）レベル

振動（騒音）の評価方法の 1 つ。振動（騒音）があるレベル以上になっている時間が実測時間の X%を占める場合、そのレベルを X%時間率振動（騒音）レベルといい、L_{AX} と表す。

地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

振動伝搬（でんぱん）理論式

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づく予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

＜振動レベルの目安＞

90dB.....家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。

80dB.....家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。

70dB.....大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。

60dB.....静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の振動。振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。

50dB.....人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ（圧力）に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル（A 特性音圧レベル）といい、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、騒音計の A 特性で測定した値である。

＜騒音レベルの目安＞

120dB.....飛行機のエンジン近く

110dB.....自動車のクラクション（前方 2m）、リベット打ち

100dB.....電車が通るときのガード下

90dB.....大声による独唱、騒々しい工場の中

80dB.....電車の車内

70dB.....電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭

60dB.....静かな乗用車、普通の会話

50dB.....静かな事務所の中

40dB.....市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼

30dB.....郊外の深夜、ささやき声

20dB.....木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方 1m）

（た　行）

大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するプルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊（パフ）の空間分布を予測するパフモデルを組合わせて予測する方法が一般的である。

等価騒音レベル（L_{Aeq}）

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など 13 種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など４種類の作業がある。

（な　行）

日平均値の 2%除外値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

日平均値の年間 98%値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

（は　行）

バックグラウンド濃度

対象となる事業を実施しない場合の背景としての濃度。バックグラウンド濃度に対象事業活動に伴い発生する付加濃度を加えた濃度が将来濃度となる。

発生集中交通量

1 つの移動（トリップ）の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

風　害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

フォトモンタージュ

主要な眺望点から撮影した写真に、対象事業の完成予想図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法の一つ。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をふっ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、消火剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

保水性舗装

舗装内の空隙に吸水・保水性能を持つ保水材を充填することにより、雨等により保水された水分を晴れた日に蒸発させ、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装のこと。

（や　行）

用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

（ら　行）

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化を図るために、廃棄物を資源として再利用することをいう。

本書に使用した地図は、名古屋市の承認を得て、名古屋都市計画基本図（平成22 年度測量　縮尺 1/2,500、1/10,000、1/25,000）を複製して作成したものである。承認番号　平成 24 年　第 29 号

本書は、再生紙を使用している。